
第六次南陽市教育振興計画

2022-2031

南陽市教育委員会

令和4年4月

発刊に寄せて

本市では、少子化社会をはじめとする地域の諸課題を解決するため、平成 17 年度から市民総ぐるみで行う『地域総合型教育』を柱として教育を展開してまいりました。その結果、「人づくりは地域づくり、地域づくりは人づくり」を基調とした実践が数多くなされ、さまざまな成果を得ることができました。特に学校教育では幼保小中一貫教育の推進により、自己肯定感や地域社会への関心の高まりが顕著になり、また社会教育では『南陽青年団』が設立(令和 3 年 3 月)され、新たに地域活性化の礎が築かれました。

一方で、情報化の急進展や大規模な自然災害の多発、そしてコロナ禍の影響などにより社会全体が大きく複雑に変化しています。

教育の場においても、教育委員会制度の改正、いじめ・不登校、教職員の働き方改革、人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進など、さまざまな課題や変化への対応が求められています。さらに G I G A スクール構想の実現により一人一台のタブレット端末が導入され、授業での“学び方”も変わりました。

未来を担う子供たちが、将来、どのような困難な状況にあっても、氾濫する情報を取捨選択し、主体的に考え、仲間とともに解決していく力や、厳しい状況に置かれても決してあきらめず柔軟に対応し、自ら変化を創り出していく力を育むために、個別最適な学びと協働的な学びを一体化した学びの実現が急務です。

学校教育のみならず、予測困難な時代であるからこそ、これまで以上に人と人とのつながり、心と心の結び付きを大切にし、不易と流行をよく踏まえ、時代に応じた教育を進めていくことが何よりも重要であると考えます。

この度、市内各界 18 名の委員で構成される教育振興審議会で議論を深めていただき、教育委員会でも協議を重ね、今後 10 年間を見越した本市教育の理念や目指すべき教育の方向性を体系的に示した第六次南陽市教育振興計画を策定いたしました。これは、第 6 次南陽市総合計画や南陽市教育大綱を踏まえたものであり、地域総合型教育の理念をつむぎ・つなぎ、進化・発展させた教育全体の計画です。

今後、これまで以上に市民一人一人が学習の主体者になり、お互いを尊重し生涯にわたり生き生きと学び続けるとともに、生まれ育ったふるさとを大切に思い、市民総ぐるみによる活力あふれる教育が推進されるよう努めてまいります。市民の皆様の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、計画を策定するにあたり、質の高い議論と貴重なご指導、ご提言等を賜りました委員の皆様方をはじめ、ご支援、ご協力を賜りました全ての皆様にご心より御礼を申し上げます。

令和 4 年 4 月

南陽市教育委員会

教育長 長濱 洋美

目 次

第1編 総論

第1章 総説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 つむぎ・つなぎ、進化・発展する南陽市の教育
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の名称
- 4 計画の性格と期間
- 5 計画の対象と範囲
- 6 他計画との関係
- 7 進行管理
- 8 持続可能な開発目標（SDGs）の実現への貢献

第2章 南陽市教育の現状と背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

- 1 人口減少と少子高齢化の進行
- 2 急速な技術革新・情報化の加速度的な進展とグローバル化
- 3 家庭や子供たちの多様化といじめ・不登校
- 4 スポーツ、文化芸術活動
- 5 危機管理、防災対策

第3章 国、文部科学省及び山形県の教育振興計画・・・・・・・・・・・・・・ 10

- 1 第3期教育振興基本計画
- 2 中央教育審議会答申
- 3 教育再生実行会議提言
- 4 第6次山形県教育振興計画

第4章 第6次南陽市総合計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

- 1 基本理念
- 2 将来都市像
- 3 基本目標
- 4 第六次南陽市教育振興計画基本方針との関係

第5章 南陽市の教育目標	14
1 教育体制の理念	
2 教育目標	
第6章 具体的施策	
南陽市教育振興計画体系図	17
主要施策・主な取組み一覧	18
第2編 各論	
基本方針1 質の高い学びをつくる	
主要施策1 豊かな情操の醸成	21
主要施策2 確かな学力の育成	24
主要施策3 自立解決の力の育成	26
主要施策4 変化を創り出す力の育成	28
主要施策5 健やかな心と体の育成	30
主要施策6 幼保小中一貫教育の推進	32
主要施策7 社会参画活動の推進	34
主要施策8 教育相談、いじめ・不登校対策	36
主要施策9 特別支援教育の充実	38
主要施策10 信頼される学校づくりの推進	40
主要施策11 危機管理体制の強化	42
主要施策12 学校の適正規模・適正配置	44
主要施策13 学校施設整備の推進と施設保全の適切な管理	45
主要施策14 学校ICT環境の整備推進	47
主要施策15 学校給食の充実と食育の推進	48
基本方針2 生涯学習を充実させる	
主要施策1 社会教育の推進	50
主要施策2 市立図書館の充実	52

基本方針3 地域づくりを推進する

- 主要施策1 多様な社会づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
- 主要施策2 公民館等地区集会施設の充実・・・・・・・・・・・・・・・・55

基本方針4 スポーツの振興を図る

- 主要施策1 生涯健康スポーツの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
- 主要施策2 スポーツ交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
- 主要施策3 競技スポーツ振興の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
- 主要施策4 スポーツ環境・施設の整備充実・・・・・・・・・・・・・・・・59

基本方針5 文化芸術を育てる

- 主要施策1 芸術文化の促進と充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・60

基本方針6 ふるさとの文化を伝える

- 主要施策1 地域文化の継承と振興の推進・・・・・・・・・・・・・・・・61
- 主要施策2 歴史と文化財の保護と活用の推進・・・・・・・・・・・・63

持続可能な開発目標（SDGs）と基本方針の関連性【一覧表】・・・・・・・・65

巻末資料

- 1 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
- 2 答申書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
- 3 組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
- 4 各組織名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
- 5 審議経過等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
- 6 記録写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72



第1編 総論

第1編 総論

第1章 総説

1 つむぎ・つなぎ、進化・発展する南陽市の教育

～高い志を持って、自立的に生きる人材の育成を目指して～

南陽市教育の源流をたどると、この地が「北条郷」と呼ばれた江戸中期にさかのぼります。記録を紐解くと、手習場（寺子屋・私塾）では数百人の人々が学ぶ様子が記され、昔から「学び」に熱心であったことをうかがい知ることができます。

明治時代は、羽前エキストラと呼ばれる良質な生糸の生産を支えた高い技能・技術、ブドウの栽培から醸造に至る優れた研究が、県内最古のワイン醸造として受け継がれるなど、民衆の仕事や暮らしから得た実学教育が、今日の南陽市発展の礎となっていると言えます。

昭和に入ると、本市出身で大蔵大臣や日本銀行総裁を歴任された結城豊太郎先生が「ふるさととは国の本^{もと}なり」を掲げ、多くの市民の学びの場として「臨雲文庫」を開設しました。また「風也塾」を開き、実学性の高い学問と先人の生き方を学ぶために多くの青年が集まりました。「ふるさとの大切さ」「人づくりの有用さ」を大切にする結城先生の手精神は、多くの人々の努力により、昭和・平成・令和の時代になっても、脈々と受け継がれているところです。

時が経過するにつれて、少子高齢化と人口減少、雇用機会の喪失や後継者不足等による地域の疲弊が課題として表出するようになると、社会的・時代的な要請を受けた様々な教育課題が山積し、従来の学校教育の枠の中だけでは、解決が難しい状況がみられるようになりました。そこで、本市では、第四次・第五次南陽市教育振興計画を推進する中で、地域の教育機関や団体、あるいは個人の持つ教育機能の連携・連動・一体化を図りながら成果を高めていく「地域総合型教育」に取り組み、教育に携わるあらゆる分野において、それぞれの事業・実践を充実、発展させてきました。その結果、市民一人一人が、社会教育または学校教育の領域を超え、現在及び将来にわたるまちづくりのための市民総ぐるみで実践する教育体制を整えることができました。これは、「人がつながり、まちを育てる」「地域に根ざした人材を育てる」といった第6次南陽市総合計画の「基本目標」を効果的に具現化するための手法と理論を兼ね備えた実践型の教育と言えます。

令和の時代に入り、社会を取り巻く環境の変化は、加速度を増すばかりです。この「予測困難な時代」、そして、新型コロナウイルス感染症等による「先行き不透明な時代」への対応は、大きな課題です。しかしながら、コロナ禍での生活やそれらを乗り越えようとする創意工夫のある取り組み、また、誰一人取り残すことのない多様性と包摂性のある社会の実現に向け、「持続可能な社会の創り手」を求める持続可能な開発目標（SDGs）^{※1}への取り組みが、今、本市においても進められています。このように、本市に住む人々の息づかいや営み、本市の将来を担う子供たちの学びの連続性、地域のよさや課題等を踏まえ

^{※1} 「持続可能な開発目標(SDGs)」とは、平成27年(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2030年を期限とする開発目標

た上で、これまで本市が歩んできた道のりのごとく、先見性を持ち、人々の叡智や技術・技能、そして、徳性を結集し、市民総ぐるみで立ち向かう本市の教育は、新たな時代における地域の人材育成や地域創生を具現化する有効な手法であると言えます。そこで、これまでの南陽市の教育を「つむぎ・つなぎ、そして、進化・発展」させ、「あらゆる世代が誇りと生きがいを持ち、安心して暮らしていくことができる社会の実現」に向け、高い志を持ち、生涯にわたって学び続け、自立的に生きる人を育てていきます。

2 計画策定の趣旨

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、南陽市教育委員会が策定するものです。

平成 24 年度を初年度とする第五次南陽市教育振興計画は、策定後、10 年が経過しました。この間、少子高齢化を伴う人口減少、東日本大震災をはじめ大規模な自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の拡大、経済・社会のグローバル化の進展、人工知能（AI）や I o T（Internet of Things）^{※2}等の絶え間ない技術革新等により、社会構造が急激に変化し、これまでの経験に頼ることのできない、将来の変化を予測することが困難な時代となっています。

このような中で、令和 3 年 3 月、「第 6 次南陽市総合計画」が策定され、「あらゆる世代が誇りと生きがいを持ち、安心して暮らしていくことができる社会を実現するため、ひと、もの、活動等のあらゆる地域資源をつないで、新たな価値を創造します。」との基本理念が示されました。

そこで、本市教育委員会としても、本市総合計画との整合性を図りながら、概ね 10 年間の教育行政の方向を示すために、新たに教育振興計画を策定するものです。

3 計画の名称

本計画は、本市の第五次南陽市教育振興計画を継承して策定するものであり、名称を「第六次南陽市教育振興計画」とします。

4 計画の性格と期間

本計画は、第 6 次南陽市総合計画に対応した教育部門に関する具体的な施策を示すものです。令和 4 年度を初年度とし、今後 10 年間（令和 13 年度まで）を通じて目指す本市教育の姿を示します。

また、時代に連動した社会的変化に対応させるため、5 か年ごとに計画の見直しを行い、弾力的な運用を図るものとします。

※2 モノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。

【計画の期間】

年度（令和）	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
第6次南陽市総合計画	前期					後期					次期
第六次南陽市教育振興計画	前期					後期					

5 計画の対象と範囲

計画の対象・範囲は、南陽市教育委員会の権限に属する事項を中心とするとともに、幼児期の教育や家庭教育に関する事項も含め、本市の教育振興のために必要な教育関係全般とします。

6 他計画との関係

本計画は、「第3期教育振興基本計画（平成30年6月文部科学省）」、「第6次山形県教育振興計画（平成27年5月山形県教育委員会）」、「第6次南陽市総合計画（令和3年3月）」との整合性を図ります。

7 進行管理

本計画は、毎年実施する「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づく「事務事業の点検・評価」による施策の評価を次年度以降の取り組みに反映させていくことでPDCAサイクル^{※3}による進行管理を行うとともに、評価の結果を公表します。

また、社会情勢が大きく変化する等の場合においては、計画内容の見直しも含め、柔軟に対応していきます。

8 持続可能な開発目標（SDGs）の実現への貢献

平成27（2015）年に国連サミットで、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広範な課題を統合的に解決していくため、令和12（2030）年までの「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が採択されました。

これは、貧困や格差の解消、教育など基本ニーズの充足、産業と技術革新、地球環境の保全などに関わる17の目標を設定し、取り組むものです。

国は、SDGsのゴールの中で、「あらゆる人々の活躍の推進」や「省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」など8つの優先課題を設定し、持続可能で、誰一人取り残さない社会の実現に向けて取り組んでいくこととしています。

また、改訂された学習指導要領においても、前文及び総則に「持続可能な社会の創り手

^{※3} Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字をとったもので、循環的な事業管理・業務の質の向上を図る手法。

の育成」が掲げられました。つまり、持続可能な社会の創り手を育成する教育（ESD^{※4}）が、学習指導要領全体において基盤となる理念として組み込まれました。

南陽市総合計画では、将来都市像及び基本目標の実現に向けて、SDGsと関連する基本施策を推進することとしています。本教育振興計画においても、基本目標及び教育目標の実現に向けて、SDGsと関連する基本施策を同じ目的意識や横断的な視点をもって推進することにより、SDGsの実現に貢献していきます。

特に、地域総合型教育を中核とした本市事業は、従来の社会教育と学校教育の枠を越えた教育実践であり、生涯学習を機能的に支えてきました。今後さらに、あらゆる世代が誇りと生きがいを持ち、安心して暮らしていくことができる社会を実現するため、福祉や子育て支援等、関係機関との連携を図るなど、その充実が求められています。

そこで、持続可能な開発目標『4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する』を中核とし、『3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する』や『5 ジェンダー（男女）の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（能力強化）を図る』、『16 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する』など、大局的に捉えて主要施策に反映させ、各種事業へ展開していきます。



【持続可能な開発目標】

- 1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
- 2 飢餓をゼロに
- 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
- 4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 5 ジェンダー（男女）の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（能力強化）を図る
- 6 すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する
- 7 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
- 8 すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい雇用）を推進する
- 9 レジリエント（強靱）なインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る
- 10 国内および国家間の不平等を是正する
- 11 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
- 12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
- 13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
- 14 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 15 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
- 16 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
- 17 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

※4 Education for Sustainable Development の略

第2章 南陽市教育の現状と背景

1 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成 20 (2008) 年をピークとして減少傾向にあり、2030 年に掛けて 20 代、30 代の若い世代が約 2 割減少するほか、65 歳以上が我が国の総人口の 3 割を超えるなど生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。

本市の総人口も、ここ 30 年間では減少傾向で推移しており、平成 27 年度^{※1}では 32,285 人となっています。高齢化率^{※2}は、平成 27 年で 3 割を超えており、少子高齢化と人口減少が進行しています。

また、本市の児童生徒数は、昭和 57 年度は 4,689 人だったものが、令和 3 年度には 2,190 人まで減少しています。今後 5 年間を見通すと、令和 8 年度では、1,985 人となり、さらに 200 人の減少が見込まれます。

このような中、中・長期的な視野に立ち教育環境を整備する必要があります。学校の適正規模、適正配置や校舎の長寿命化等につきましては、地域や学校の意見を踏まえて検討していきます。また、子供の発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズ、多様な価値観を持つ保護者の意見も踏まえ、学びの場を選択できるような環境整備も検討する必要があります。

【今後の入学予定児童生徒数（上段）と全校児童生徒数（下段）】(R3.6.30) 単位：人

◎小学校

学校名	H25 ^{※3}	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
沖郷小学校	84	64 400	61 386	77 396	67 396	57 389	56 382
梨郷小学校	16	8 47	7 45	10 44	5 46	4 41	9 42
赤湯小学校	95	93 552	83 538	91 525	83 506	93 522	84 528
中川小学校	14	2 32	3 27	5 27	2 24	5 22	3 20
荻 小学校	4	0 11	4 14	1 13	3 14	2 11	2 12
宮内小学校	53	37 310	49 299	47 292	41 276	40 261	37 251
漆山小学校	25	10 72	11 66	11 67	9 68	8 65	11 60
小学校計	291 1703	214 1424	218 1375	242 1364	210 1330	209 1311	202 1295

※1 平成 27 年度実施の国勢調査資料をもとにしている。

※2 老年人口(65 歳以上)が総人口に占める割合

※3 平成 25 年度に小滝小学校と荻小学校が統合し、現在の小学校 7 校・中学校 3 校となった。

◎中学校

学校名	H25	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
沖郷中学校	91	78 240	84 227	78 240	70 232	73 221	70 213
赤湯中学校	124	105 291	105 293	109 319	107 321	84 300	84 275
宮内中学校	123	68 235	78 230	66 212	67 211	71 204	64 202
中学校計	338 934	251 766	267 750	253 771	244 764	228 725	218 690

教職員数についても、本市中学校統合前の平成 21 年度は、250 名（小学校 8 校・中学校 6 校）であったものが、令和 3 年度では、194 名と 10 年余りで、50 人強減少しております。この間、教職員の大量退職の時期も重なり、若手教員の割合が増加したことも相まって、教育の質の維持・向上が今後課題となります。そのため、教職員の資質・能力の向上が、さらに重要となります。市内教職員が、本市が推進する「地域総合型教育」や「幼保小中一貫教育」、「社会参画活動」についての理解を深め、自身の教育活動に生かすことができるようにするとともに、キャリアステージに応じた資質や能力が身に付き、高まるよう、教育活動に対する支援や研修体制を充実させていきます。

2 急速な技術革新・情報化の加速度的な進展とグローバル化

2030 年頃には、AI や IoT、ビッグデータ等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）^{※4}の到来が予想されています。

そのため、今後 10～20 年後には日本の労働人口の相当規模が技術的には AI やロボット等により代替できるようになる可能性が指摘されている一方で、これまでになかった仕事が新たに生まれることが考えられます。

また、キャッシュレス決済やセルフレジといった生活の中でもデジタル化は進み、日常的に「便利さ」を実感できる状況も増えています。一方、セキュリティや情報モラル、コミュニケーションの欠如等の課題についても注目され、市民のデジタルリテラシー^{※5}を一層引き上げる必要性もあると考えます。

学校生活の中においても、ICT 機器の活用や CBT^{※6}の導入等、情報化が加速度的に進んでおり、求められる力の育成に関する課題も指摘されています。

このような課題を解決するために、生涯学習体系の中で、義務教育段階から ICT を効

^{※4} 狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く新たな社会

^{※5} インターネットを中心にデジタル情報や通信について、さらには、それらを活用するパソコンやスマートフォンなどの機器やアプリについて知識を持ち利用する能力

^{※6} Computer Based Testing(コンピュータ ベースド テスティング)の略称、コンピュータを使った試験方式

果的に活用し学習することができる環境整備を適切に進める必要があります。また、人々が学ぶ営みの土台となる情操教育、道徳教育の重要性を鑑み、これまで同様、豊かな体験活動や芸術文化活動の充実も大切です。それらを踏まえて、これからの時代を生きる子供たちに必要な力は何か、その力はどのようにすれば育めるのか、そのためにすべきことは何か、等を改めて検討していきます。

南陽市内在住の外国人は、265人（令和3年9月現在 住民基本台帳上の人口）です。10年前^{※7}と比べると、約80人増加しています。コロナ禍にあり、全体的には落ち込みもありますが、南陽市では、長期的な見通しとして継続的な外国人旅行客の受入れによる観光需要の拡大にも取り組んでいく方針です。

つまり、今後は、身近なところで多言語による対応が求められたり、外国人とのコミュニケーションや外国語による発信力も必要となったりしています。

また、新学習指導要領において小学校での外国語が教科化となり、3・4年生の外国語活動と併せて、外国語に慣れ親しみながら、実践的なコミュニケーション力を高める学習を系統的に実施しています。

これまでも本市は、国際感覚を養い、広い視野で社会に貢献できる人材の育成を目指し、国際化教育の充実に取り組んでいます。今後もより重要な視点であり、生涯にわたって、郷土の文化を大切にしながら、国際的な視点に立つ市民意識の醸成に取り組む必要があります。

3 家庭や子供たちの多様化といじめ・不登校

令和3年度、市内小中学校には、特別支援学級が21学級（知的・情緒・病弱・弱視・肢体不自由）あり、46名の児童生徒が在籍しています。通常の学級においても、「特別な教育的支援を要する児童生徒が各学級6.5%程度在籍する」という全国的な推計と同様の傾向が、本市にもみられます。また、小学校就学にあたり、幼児施設からの巡回相談の要請や、就学にかかわる教育相談の件数は、年々増加傾向にあります。

さらに、現在、市内小中学校において、外国籍を有する児童生徒の在籍^{※8}があり、また近年、日本国籍ではあるが日本語指導が必要な児童生徒の在籍も続いています。

核家族化、共働き家庭やひとり親家庭等、各家庭の状況は、本市においても多様化しています。児童虐待の件数も増加するなど、子供の成長の背景となる環境の変化も著しい状況です。また、過疎化等により地域の社会関係が失われ、家庭や地域の教育力が低下しているとも言われています。本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校にゆだねら

※7 平成23年9月現在 南陽市の住民基本台帳上の人口34,019人(外国人を含む)、外国人の数186人

※8 外国人児童生徒。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(昭和54年)に基づき、入学を希望するものに公立の義務教育諸学校への受入れを保障している。

れてしまうといった課題もみられます。

このような課題を克服するためには、家庭を支える地域力が必要です。社会教育、学校教育、そして、福祉分野等関係機関と連携を強化し、必要な支援を充実させていかなければなりません。

“いじめ”や“不登校”も社会問題として大きく取り上げられています。

平成 25 年にいじめ防止対策推進法が制定されたことに伴い、国、山形県のいじめ防止基本方針が決定、改定され、本市も南陽市いじめ防止対策の推進に関する条例を定め、南陽市いじめ防止基本方針を策定いたしました。そこでは、「南陽市は、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすいじめを絶対に許すことなく、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする」ことを基本理念としています。

一方、法において、いじめ及びその解消について定義されたことにより、積極的認知と継続的な見守りが強化され、本市におけるいじめの認知件数は増加しています。しかしながら、それによって、子供一人一人の困り感が埋もれることなく、学校と地域、スクールソーシャルワークコーディネーター（SSWC）や適応指導教室をはじめとする関係機関等が一丸となって取り組める一助にもなっています。本市では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の3つのポイントを学校・保護者・地域で共有し、市を挙げて総合的ないじめ防止対策を推進していきます。

近年、本市における不登校児童生徒も増加傾向にあります。その様態は様々であり、より個別の対応が求められています。これまでも不登校傾向にある児童生徒に対して、教育相談室「クオーレ」や関係機関と連携し、継続的に教育相談等を実施してきました。

今後も、子供の豊かな情操を育みながら、一人一人の子供の心に寄り添った指導に努め、教職員の深い洞察と心通う温かな関わりを充実させていきます。

このような情勢を鑑みて、学校は、すべての子供たちが安心して楽しく通える魅力ある環境であることや、これまで以上に福祉的な役割や子供たちの居場所としての機能を担うことが求められています。家庭・生活環境や障がいの状態・特性及び心身の発達段階等、様々な背景による多様な教育的ニーズのある子供たちに対し、多様で柔軟な仕組みを整備しながら、一人一人の可能性を伸ばしていくことができるようにしなければなりません。これは、学校だけが推進するのではなく、地域、家庭、行政との連携が不可欠です。より横断的な視点で情報共有、連携を継続し、具体的な手立て、実践を共に考えていきます。

4 スポーツ、文化芸術活動

スポーツや文化芸術活動は、市民にとって、まさに「生きがい」や「自信」、「誇り」になり得るものです。しかしながら、人口減少と少子高齢化によりスポーツや文化芸術活動は、従来のやり方や枠組みを見直すべき時期にきています。

スポーツ分野においては、様々な新しいスポーツ・レクリエーションに対する期待が増えるなか、特に健康寿命を延ばすスポーツの振興や、勇気と感動を与えるスポーツを身近なものとする様々な機会の創出に対して、住民のニーズは高まっており、市民自らが主体的にスポーツ活動へ参画する環境をさらに充実させていく必要があります。

また、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との望ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動です。特に、運動部活動は、スポーツに興味と関心のある同好の生徒が、スポーツを通じた交流や、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや目標に向け努力し続けることで得られる喜びや苦勞を味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康増進にも極めて効果的な活動です。しかしながら、近年少子化に伴う部員数や部活動数の減少、過熱化による長時間の活動がもたらす生徒への身体的・精神的負担、教員の多忙化などが課題となっているほか、部活動指導において専門性を有している教員が全体の半数にも満たないなど、学校だけでその運営体制を維持していくことが、難しい状況となってきています。

文化芸術の分野でも、少子高齢化による担い手不足が不安視されるなか、それに追い打ちをかけるようなコロナ禍により、文化・芸術に触れる機会が少なくなるなど、文化の伝承や芸術の発展に大きな障害となっています。この経験を踏まえ、ポストコロナ社会における文化芸術活動の有効な実践方法をさらに模索する必要が生じています。

また、地域コミュニティの衰退が懸念されるなか、文化財への関心が薄れ、文化財の適切な保存、継承が困難になりつつあります。文化芸術は、人と人を結び付け、共生社会の基盤にもなるものであり、文化芸術活動を絶やすことなく次世代に確実に継承しなければなりません。

5 危機管理、防災対策

近年、全国的に気候変動を要因とした大規模な自然災害が頻発しております。本市においても平成23年の東日本大震災をはじめ、平成25年、26年には豪雨災害に見舞われるなど、過去に例を見ない災害が発生しています。その際、学校や公民館等社会教育施設が避難所となるなど、各地域において重要な役割を担っていることが再確認されました。

また、現在も新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっており、本市においても感染症拡大防止策として、令和2年3月からのおよそ3か月、令和3年5月下旬のおよそ1週間、一斉臨時休業を余儀なくされることとなりました。今後の学校経営の充実に向けては、文部科学省の衛生管理マニュアル「学校の新たな生活様式」^{※9}を参考にして、各学校において感染症対策の位置づけも重要となります。学校安全はもとより、地域の中での教育施設の位置づけを明確にするなど、より一層の危機管理体制の強化に向け、対応していきます。

※9 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（令和3年4月28日 Ver.6）

第3章 国、文部科学省及び山形県の教育振興計画

1 第3期教育振興基本計画

文部科学省の第3期教育振興基本計画（対象期間：平成30年度～平成34年度）では、「人生100年時代」と「Society5.0」の到来に向け、政府が取り組みを進める人づくり革命と生産性革命に教育政策として貢献することが喫緊の課題であり、教育を通じて生涯にわたる一人一人の可能性とチャンスを最大化することを教育政策の中心に据えて取り組むこととしており、以下の五つの方針とそれぞれの目標が示されています。

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
 - 確かな学力の育成
 - 豊かな心の育成
 - 健やかな体の育成
 - 問題発見・解決能力の修得
 - 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成
 - 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
 - グローバルに活躍する人材の育成
 - 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成
 - スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
 - 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進
 - 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進
 - 職業に必要な知識やスキルを、生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進
 - 障がい者の生涯学習の推進
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
 - 家庭の経済状況や地理的条件への対応
 - 多様なニーズに対応した教育機会の提供
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する
 - 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等
 - ICT利活用のための基盤の整備
 - 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備
 - 児童生徒等の安全の確保
 - 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革
 - 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化

2 中央教育審議会答申

令和3年1月26日、「令和の日本型教育」の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～と題し、中央教育審議会から答申が出されました。

社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来や新型コロナウイルス感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」等、急激に変化する時代の中で育むべき資質能力として、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要とされています。

また、「令和の日本型教育の構築に向けた今後の方向性」として、すべての子供たちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型の教育が果たしてきた、学習機会と学力の保障、社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し継承していくことが示されています。また、すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現のための改革の方向性として、以下の6点も示されています。

- 学校教育の質と多様性、包摂性を高め教育の機会均等を実現する
- 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

3 教育再生実行会議提言

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため内閣総理大臣の諮問機関として、平成25年に「教育再生実行会議」が設置され、これまで11の提言がなされました。

令和3年6月3日には、「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」と題する第十二次の提言がなされました。そこでは、ポストコロナ期における新たな学び方を考えていくに当たり、山積する教育課題を解決するためには、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング(Well-being)^{※1}の理念を目指すことが重要であると示されました。

この幸せとは、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康も含まれ、このよう

^{※1} OECDは、「PISA2015年調査国際結果報告書」において、ウェルビーイング(Well-being)を「生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働きと潜在能力である」と定義している。

な幸せが実現される社会は、多様性と包摂性のある持続可能な社会でもあるとしています。こうした社会を実現していくためには、一人一人が自分の身近なことから他者のことや社会の様々な問題に至るまで関心を寄せ、社会を構成する当事者として自ら主体的に考え、責任ある行動をとることができるようになることが大切であることも記されています。そして、こうした個人を育むためには、我が国の教育を学習者主体の視点に転換していく必要性を指摘しています。

尚、令和3年12月の閣議決定により、教育再生実行会議での検討内容については、教育未来創造会議に引き継がれています。

4 第6次山形県教育振興計画

山形県教育委員会は、第6次山形県教育振興計画(対象期間:令和2年度~令和6年度)において、「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」を基本目標に掲げ、目指す人間像として以下の3つが掲げられています。

1 「いのち」をつなぐ人

自分の存在や生き方を大切にしながら、多様性や個性を受け止め、他者の生命や生き方を尊重する人。先人から自分へと受け継がれてきた生命を、次の世代につないでいく人。

2 学びを生かす人

学びを重ねることを通じて、知徳体を磨き、自ら考え、主体的に判断し、変化や困難に直面しても柔軟かつ的確に対応できる人。多様な他者と協働しながら新たな価値を生み出し、学びを人生や社会に生かす人。

3 地域をつくる人

郷土を愛し、地域とつながり続ける人。地域コミュニティの一員として、あるいは地域と継続的かつ多様な形で関わり、地域のよさや課題を主体的に捉え、地域の人と協働することを通して、地域の未来をつくる人。

第4章 第6次南陽市総合計画

1 基本理念

あらゆる世代が誇りと生きがいを持ち、安心して暮らしていくことができる社会を実現するため、ひと、もの、活動等のあらゆる地域資源をつないで、新たな価値を創造します。

2 将来都市像

『つながり つどう 縁結ぶまち 南陽』

南陽市は、かつてより東北各県を結ぶ道路・鉄道が交わり、様々な人が行き交うことで多様な交流が生まれてきた土地柄です。

人と人、まちとまち、過去と未来、心と心それぞれの想いを持つ人々が出会い、地域や時間を越えてお互いに関係性をつないでまいりました。そうした「つながり」を持った人達が集まり、それぞれの想いや多様な価値観が交わることにより、新たな発想や新たなこれまでに無い可能性を生み出してきました。

そうした人達が信頼関係を築きながらつどい、本市が、人やまちがつながる場所となり、多様な「つながり」「つどう」の連続が、新しいものやことを起こしていく姿を現しています。

これからの南陽市は、ここに住む人、出会う人が生き方、暮らし方を楽しみ、多様な「縁」により新たな付加価値が生み出されていくまちを目指します。

3 基本目標

- ① 健やかで安心な暮らし・子育てを実現する
- ② 地域に根ざした人材を育てる
- ③ 力強い産業の基盤をつくる
- ④ 強くてしなやかなまち・住みよいまちをつくる
- ⑤ 自然の豊かさを守る
- ⑥ 人がつながりまちを育てる
- ⑦ 発信力のあるまちづくりを進める

4 第六次南陽市教育振興計画基本方針との関係

第六次南陽市教育振興計画における基本方針は、第6次南陽市総合計画の基本目標、基本施策を受け、設定しています。特に、基本目標「②地域に根ざした人材を育てる」を中核とし、他の基本目標、基本施策との関連を図りながら、教育委員会の施策や取り組みを通して南陽市の教育目標の具現化を図っていきます。

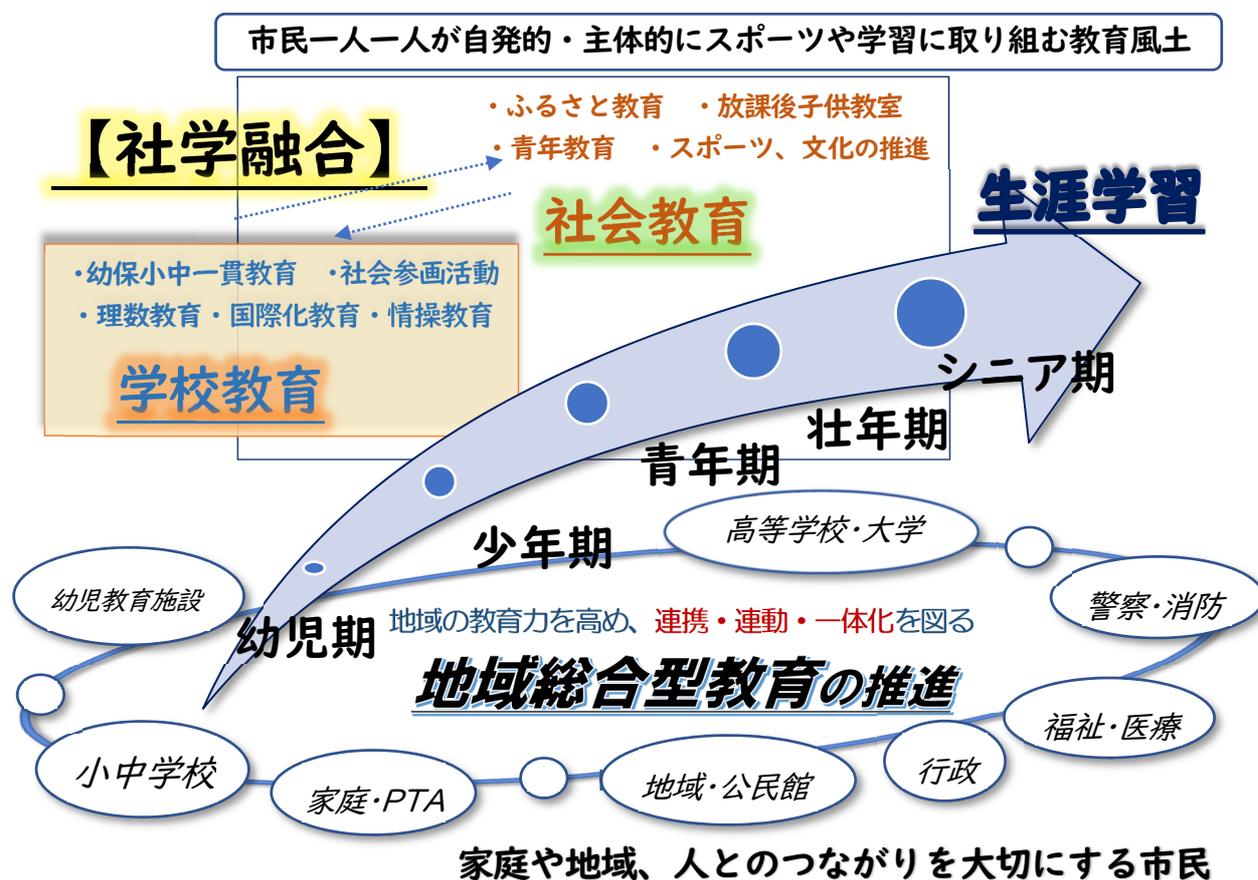
第5章 南陽市の教育目標

1 教育体制の理念

市民一人一人の可能性を引き出すため、社会教育、学校教育という領域を超え、相互に高め合う「社会学融合」の機能性を重視し、地域がもつ教育機能を連携・連動・一体化させた「地域総合型教育」を推進し、市民総ぐるみの教育による質の高い学びを目指します。

地域人材の育成を図るためには、地域コミュニティが重要な役割を果たします。各種関係団体や地域住民等の幅広い市民が自分たちの郷土に目を向け、学校と地域が連携・協働し、子供の成長を地域全体で支える取り組みを進めます。

また、生涯のいつでも自由に学習機会を選択し、学ぶことができその成果を適切に生かすことのできる社会、つまり、生涯学習社会の実現に努めます。



(1) 地域総合型教育

今日、本市では、少子高齢化と人口の減少、雇用機会の減少や後継者の不足等による地域の疲弊などの課題を抱えており、地域力や起業能力を子供のうちから身に付ける必要性が大きくなっています。また、安心安全なまちづくりに必要な公共性や社会性、愛郷心の涵養、いじめやネット犯罪を防ぐための規範意識や道徳性の醸成、将来の日本を

担う国民・公民としての基礎的素養と実践力、国際社会を生きぬくための確かな学力等、社会的・時代的要請を受けた様々な教育課題も山積しており、従来の学校教育の枠の中だけでは解決の難しい状況でもあります。このような課題を解決するために、地域の持つ様々な教育力を借りて課題の解決に努めようと教育課程を編成したのが「地域総合型教育」の原点となっています。

「地域総合型教育」は、地域の教育機関や団体、あるいは個人の持つ教育機能の連携・連動・一体化を図りながら成果を高めていくという態様をとっており、このことは、対象となる児童生徒の成長に留まるだけでなく、関係機関、団体の充実・発展に資するものであります。児童生徒は、多くの市民の方々との学びの中で、社会性や規範意識等を身に付け、地域の一員、社会の一員としての自覚を高めながら、近い将来における本市を担う自立した人材へと成長を遂げていきます。同時に、児童生徒の学びが地域の中に組み込まれることで、歯車が再び動き出し、そこで生活する人々の繋がりが増したり、各種団体の学び・活動が充実したり、地域の活性化や文化の継承・充実等、まちづくりの起点のひとつとなります。

このように、「地域総合型教育」は、市民一人一人が、社会教育または学校教育の領域を超え、現在及び将来にわたるまちづくりのために市民総ぐるみの教育を行うものであり、「人がつながりまちを育てる」「地域に根ざした人材を育てる」という第6次南陽市総合計画の「基本目標」を効果的に具現化するための手法と理論を兼ね備えた実践型の教育といえるのです。

(2) 「学社融合」から「社学融合」へ

本市では、これまで、学校教育と社会教育とが、それぞれの領域の中で両者共有の教育及び学習活動（学社融合）を展開しながら教育効果を上げてきました。その中で、今日的な教育課題を解決する道筋が明確にされるとともに、学校教育の充実と学校支援の体制の強化が図られてきました。

また、「地域総合型教育」を推進していく過程で、子供たちのふるさとを理解する教育や愛郷心の涵養、規範意識の醸成、社会的自立を促す生徒指導や起業教育を取り入れた進路指導等に大きな成果が見られています。さらに、社会教育の視点からも、地域活動の活性化や地域後継者の育成の素地づくりが図られてきました。

これらのことは、社会教育、学校教育の枠を越える教育であり、子供から大人まで、一人一人の市民が、現在及び将来にわたるまちづくりにむけ、自発的・主体的にスポー

ツや学習に取り組む教育風土を実現させる有効な教育機能といえます。本市では、あらゆる世代が、ともに同じ市民として同じ目的を共有し実践しているこの教育機能を「社会学融合」と捉えています。

この「社会学融合」の効果的な機能性と「地域総合型教育」の実践を通し、個々の市民意識を醸成し、その能力を相互に活用しながら、豊かな地域社会をつくる質の高い生涯学習の具現化を目指します。

2 教育目標

南陽市は、都市の利便性と自然環境が調和した、すぐれた伝統と歴史をもったまちです。先人のたゆまぬ努力の賜物である魅力あふれるこのまちを更に発展させ、次世代に引き継いでいくために、未来を担う人づくりを進めることが求められています。

このような考え方のもとに、令和元年度に改定した「南陽市教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」^{※1}の教育目標を本計画の教育目標として位置づけます。

1 創造性豊かなかおり高い教育文化のまちづくり

- (1) 自然を愛し、地域文化を愛する心豊かな人づくりを進めます。
- (2) 芸術文化のまちづくりを推進し、市民の願いや夢を大切に育てます。

2 一人ひとりの夢を確かにし、これからの国際社会を生きぬく力の育成

- (1) 国際化、情報化の時代において、必要な資質能力を育み、将来を切り拓く意欲や機会を高めます。
- (2) 家庭教育と幼保小中一貫教育を重視し、地域総合型教育による人づくりを進めます。

3 たくましい心と身体を鍛え、愛郷心を育む環境づくり

- (1) 自ら健康的な生活を育み、市民一人1文化・1スポーツを推進します。
- (2) 生涯を通し生きがいや働きがいを持ち、地域の発展・交流に取り組みます。

4 確かな未来と夢を育む生涯学習社会の実現

- (1) 一人ひとりが心をあわせ、家庭と地域の確かな未来に寄与します。
- (2) 主体的な「学びの実践」により、夢を育むまちづくりに努めます。

^{※1} 地方公共団体の長は、教育基本法第17条一項の規定する政府による教育振興計画を参酌して、その地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。(地教法第1条の3)総合教育会議において協議される。

第6章 具体的施策

つむぎ・つなぎ、進化発展する南陽市の教育（南陽市教育振興計画体系図）

4つの教育目標を達成するため、6つの基本方針のもとに施策を体系化し、各事業に取り組んでまいります。

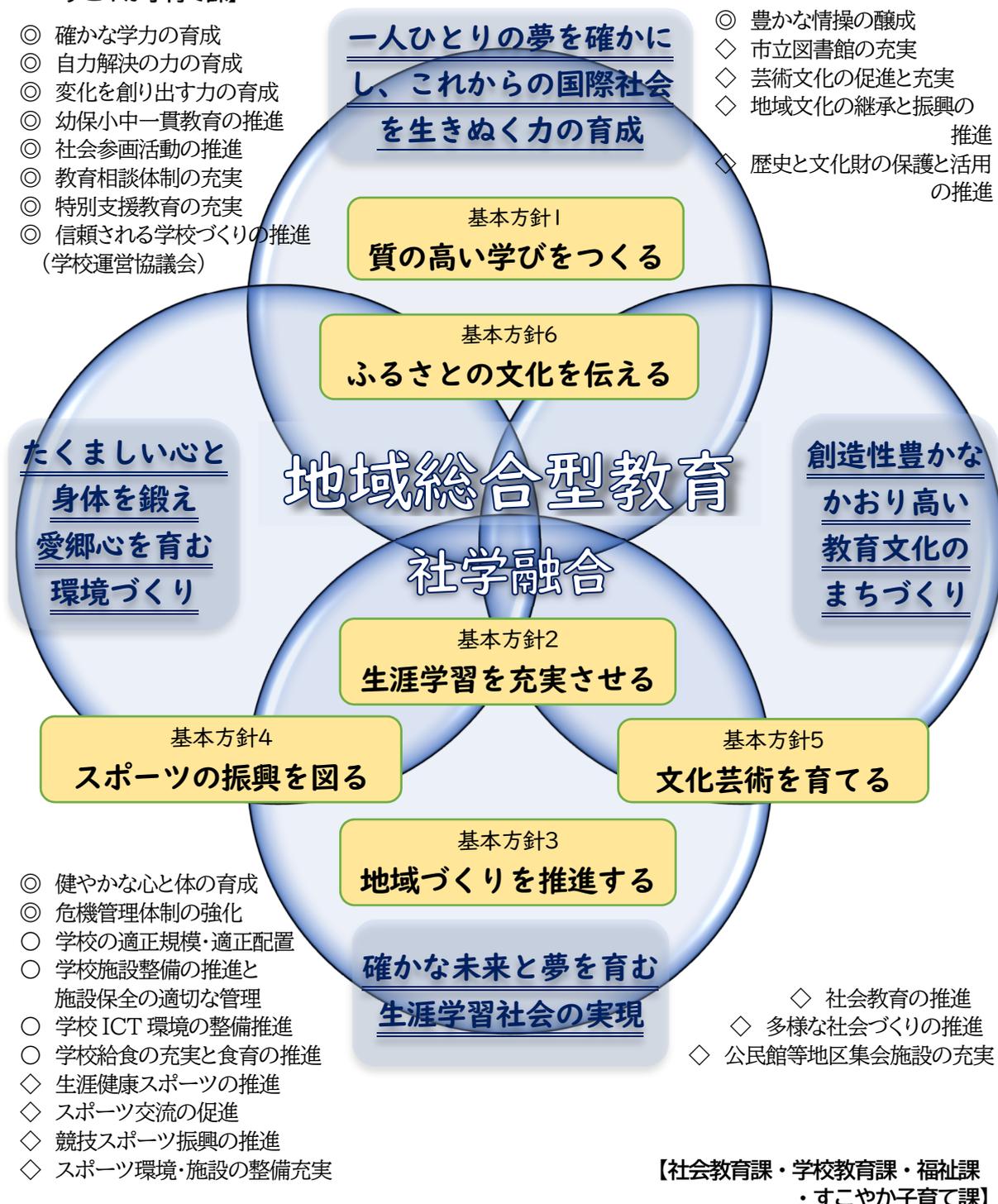
【学校教育課・管理課・社会教育課・総務課

- ・みらい戦略課・福祉課（発達支援室）
- ・すこやか子育て課】

【学校教育課・管理課・社会教育課】

- ◎ 確かな学力の育成
- ◎ 自力解決の力の育成
- ◎ 変化を創り出す力の育成
- ◎ 幼保小中一貫教育の推進
- ◎ 社会参画活動の推進
- ◎ 教育相談体制の充実
- ◎ 特別支援教育の充実
- ◎ 信頼される学校づくりの推進（学校運営協議会）

- ◎ 豊かな情操の醸成
- ◇ 市立図書館の充実
- ◇ 芸術文化の促進と充実
- ◇ 地域文化の継承と振興の推進
- ◇ 歴史と文化財の保護と活用
の推進



【学校教育課・管理課・社会教育課
・農林課・市民課・建設課・総合防災課】

【社会教育課・学校教育課・福祉課
・すこやか子育て課】

主要施策・主な取組み一覧

基本方針	主要施策	主な取組み
1 質の高い学びをつくる	1 豊かな情操の醸成	(1)あらゆる営みにおける豊かな体験の創出
		(2)家庭教育との連携
		(3)児童生徒の心を耕す事業
		(4)須藤克三賞開催事業
		(5)小中学校新聞活用教育活動支援事業
	2 確かな学力の育成	(1)授業づくりの改善・改革
		(2)南陽市教育研究所事業
	3 自力解決の力の育成	(1)海洋キャリア教育推進事業
		(2)中学生地域間交流セミナー事業
	4 変化を創り出す力の育成	(1)理数教育推進事業
		(2)国際化教育推進事業
		(3)ICT教育推進事業
	5 健やかな心と体の育成	(1)心身の健康教育の推進
(2)部活動指導員配置事業		
(3)中学校連合運動会事業		
6 幼保小中一貫教育の推進	(1)幼保小中一貫教育の推進	
	(2)高等学校等との連携・連動	
7 社会参画活動の推進	(1)一市民としての社会参画活動	
	(2)生徒議会開催事業	
8 教育相談、いじめ・不登校対策	(1)心を育む教育支援事業	
	(2)いじめ問題対策事業	
9 特別支援教育の充実	(1)小中学校学習支援事業	
	(2)特別支援教育充実事業	
	(3)すこやか子育て課、福祉課との連携	
10 信頼される学校づくりの推進	(1)コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	
	(2)特色ある学校経営事業	
	(3)教職員の人材育成・資質向上、働き方改革	
11 危機管理体制の強化	(1)通学路安全点検	
	(2)新型コロナウイルス感染症等の新たな脅威への対応	
	(3)自然災害、野生動物等への対応	
12 学校の適正規模・適正配置	(1)（仮称）教育振興検討委員会の設置	
13 学校施設整備の推進と施設保全の適切な管理	(1)南陽市学校施設長寿命化計画の推進	
	(2)学校施設の営繕計画の適切な実施	
	(3)学校施設における防災機能の強化の推進	

基本方針	主要施策	主な取組み	
1 質の高い学びをつくる	14 学校ICT環境の整備 推進	(1)教職員用パソコン更新事業	
		(2)教育用パソコン更新及び整備事業	
	15 学校給食の充実と食育 の推進	(1)食育・食農教育の推進	
		(2)地産地消の推進と学校給食	
(3)安全安心な給食の実施			
2 生涯学習を充実 させる	1 社会教育の推進	(1)地域学校協働活動事業・放課後子供教室事業	
		(2)青年教育推進事業	
		(3)二十歳のつどい開催事業	
		(4)家庭教育事業	
		(5)青少年健全育成推進事業	
		(6)市民大学講座事業	
		(7)きらきら・EKUBOキッズ事業	
		(8)ICT活用推進事業	
	2 市立図書館の充実	(1)期待と要望に応える資料の整備	
		(2)図書館の利用拡大とサービスの推進	
		(3)子供の読書活動推進	
		(4)職員研修の充実	
		(5)電子書籍導入への取組み	
3 地域づくりを推 進する	1 多様な社会づくりの 推進	(1)特色ある地域づくり事業	
		(2)社会参加促進事業	
		(3)男女共同参画なんようプラン推進事業	
		(4)結婚推進事業	
	2 公民館等地区集会施設 の充実	(1)地区公民館施設整備事業	
		(2)えくぼプラザ長寿命化対策事業	
		(3)地域集会施設整備事業	
		(4)コミュニティ助成事業	
	4 スポーツの振興 を図る	1 生涯健康スポーツの 推進	(1)スポーツ団体等の育成支援事業
			(2)生涯スポーツの推進事業
2 スポーツ交流の促進		(1)スポーツ交流イベント事業	
3 競技スポーツ振興の 推進		(1)高い技術に触れる機会充実事業	
		(2)激励金交付事業	
		(3)総合型地域スポーツクラブ連携事業	
		(4)部活動と連携した競技力向上事業	
4 スポーツ環境・施設の 整備充実		(1)体育施設利用促進事業	
		(2)スポーツトレーニング環境・施設の整備充実事業	
5 文化芸術を育て る		1 芸術文化の促進と充実	(1)芸術文化後継者育成事業
			(2)芸術文化支援事業
			(3)えくぼ絵画展開催事業

基本方針	主要施策	主な取組み
6 ふるさとの文化を伝える	1 地域文化の継承と振興の推進	(1)結城豊太郎記念館管理事業・遺徳顕彰事業
		(2)夕鶴の里管理事業・各種民話の語りの伝承目的事業
		(3)山形ふるさと塾事業
		(4)地域文化の掘り起こしと調査
	2 歴史と文化財の保護と活用の推進	(1)文化財保護事業・稲荷森古墳管理活用事業
		(2)市史編さん事業
		(3)埋蔵文化財保護事業・重要遺跡確認事業
		(4)埋文報告書発刊事業
		(5)わがまちの歴史と文化財展事業・出前講座事業



【きらきら・EKUBOキッズ岩部山登山】



【結城豊太郎記念館 企画展「ふるさとのひなまつり」】

第2編 各 論

第2編 各論

基本方針1 質の高い学びをつくる

主要施策1 豊かな情操の醸成

【現状と課題】

激変する社会情勢に伴い、私たちを取り巻く環境も変化し、人との関わりや自然と触れ合う機会などが減少するなどして、価値あるものへの感受性が多様化しています。しかしながら、いかに時代が変化しても、人間が正義と真理を追求しながら自己実現を図ろうとする営みや、うつくしいものをうつくしいと感じる情感豊かな心などは、人間の生き方あり方の根幹をなすものと考えます。

したがって、学校教育はもとより社会教育、社会活動全般の営みの中で、より一層子供たちの体験活動の充実を図り、子供たちが多くのひと、もの、こと、との関わりや触れ合いの中で、気づき、心を耕し、認め合うことで、自らの志を大切にしながら前向きに生きる勇気を醸成していきたいと考えます。

本市では、日常のあらゆる営みにおいて、『地域総合型教育』を推進し、家庭・学校・地域が連携・連動・一体化して子供たちの心の成長を支え、それを基盤に、幼児期から一貫した教育活動を展開する中で「豊かな情操」を醸成しています。特に、学校教育では、実体験を通して、児童生徒の心に感動や生きる喜び、楽しさなどを味わわせています。人と人との相互に理解し合ったり尊重し合ったりする中で心の繋がりが芽生え、豊かな感性や創造性、そして情操を育む営みを日々紡いでいます。

一方、全国的に、児童生徒の自殺者数が年々上昇し、最多を更新し続けています（令和2年における警察庁・厚生労働省の自殺統計によると、499人で、前年の399人と比較して急増）。本市においても、全国学力・学習状況調査質問紙への回答結果等より、自尊感情や他者への思いやり、自己有用感、将来の夢や目標の項目について一部注視すべき状況もみられ、全国の状況も鑑みると憂慮する面もあります。自殺予防も含めた幼児期からの系統性や継続性を意識した「いのちの教育」を推進し、学校・家庭・地域が一体となって子供を見守る取り組みを行っていく必要があります。

また、国が推進するGIGAスクール構想^{※1}により、児童生徒1人1台端末の整備及び通信ネットワーク環境が実現され、学校教育の情報化が急速に進展しています。ICT活用は、DX（IT技術によって社会にもたらされる変革）推進などの観点から、未来社会を生きる子供たちにとって必要不可欠な教育です。

^{※1} 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること。これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すことも目指している。

したがって、生活に便利なものを使用することや、深く生きるための情報を得ることなど、人間がICTに目的を与えて使うことが大切です。本市教育の根幹を支える『豊かな情操の醸成』は不易の教育理念であり、人間教育のすべてに関係づけながら、目的を果たすためのICT教育を充実させていきます。

【主な取組み】

(1) あらゆる営みにおける豊かな体験の創出（学校教育課、管理課、社会教育課）

学校では、教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育などを行っていくとともに情操教育を推進し、包括的に心の成長を促していく必要があります。児童生徒が、未来に希望を持って幸せな人生を歩むことができるよう、一人一人の価値観を揺さぶり、行動の変容をもたらす教育をしていきます。

そのために、各小中学校において、日々の営みの中で児童生徒同士、教職員と児童生徒はもちろんのこと、学校環境の構成に配慮したり、地域の特色を生かした教育課程を編成したりして、多様な体験を創出できるよう支援していきます。幼少期からの豊かな体験の積み重ねと、社会教育との連携、連動、一体化は、最重要機能であり、「幼保小中一貫教育」及び「社会参画活動」の更なる推進を図っていきます。

そして、幼保小中一貫し、連続的、系統的に体験を積み重ねる体制を整備するとともに、本市ならではの米や果樹、野菜等の栽培体験、地域に残る伝統行事への参画、昔話の伝承等の様々な体験活動の充実に向け、各学校が社会教育団体等と緊密な関係を構築できるよう支援します。

また、市合同音楽会や市合同芸術鑑賞教室等の開催や、健康づくりに向けた各種スポーツ大会等への参加、図書館や結城豊太郎記念館、夕鶴の里等の社会教育施設の活用等を通しながら、市民一体となって子供の豊かな情操の醸成を図っていきます。

(2) 家庭教育との連携（学校教育課、社会教育課、管理課）

家庭教育は、乳幼児期の親子の絆の形成に始まる家族との触れ合いを通じ、豊かな情操の醸成も含めた生きる力の基礎的な資質や能力を育成するものであり、すべての教育の出発点です。

しかしながら、近年、本市においても、ひとり親世帯や核家族の増加などの子供が置かれる家庭環境の変化や、要保護世帯や準用保護世帯数の増加など、世帯間による収入格差の増加がみられるとともに、人々の価値観の大きな変化に伴い、親の家庭教育に関する考え方にも変化が生じています。改めて、子供の教育や人格形成に対し、家庭が果たすべき役割を見つめ直し、学校とともに子供にとって何が重要でどのような資質や能力を身に付けていけばよいのかについて、共に深く考えていきます。そのために、PTA等家庭教育に関係する団体と連携を図りながら、親が安心して子供を産み育てることのできる社会環境整備を推進し、家庭教育に関する学習

機会の充実、子育て支援ネットワークづくりの推進、親子の共同体験の機会の充実など、支援・促進に努めていきます。

(3) 児童生徒の心を耕す事業（学校教育課、社会教育課）

学校の日頃の教育活動に対して、素敵な出会いを提供したり新鮮な刺激を与えたりして児童生徒の心を耕す取り組みです。各学校において地域の方にボランティアをお願いし、定期的に様々な本の読み聞かせを行うことで、児童生徒の豊かな情操が醸成されるよう努めます。また、地域の文化や歴史などを題材にして地元や全国的に活躍する講師を招聘し、子供たちに物語や作品に触れる楽しさを知る機会を提供し、演ずる様子のすばらしさなどを体験させます。また、子供新聞づくりなど豊かな体験となる応募に対して、多くの子供たちが主体的に取り組めるよう支援していきます。

(4) 須藤克三賞開催事業（学校教育課、社会教育課）

児童生徒が、自己の心と向き合い、素直に表出することで感性を磨く取り組みです。本市出身であり、地域文化の向上と児童文化の振興に大きく貢献された須藤克三先生を記念するため、児童生徒の優れた作品に須藤克三賞を贈呈する事業を行います。一人でも多くの児童生徒が、読書感想文や創作童話、作文、詩の作品づくりを通して、作品のよさや品性、機微等に触れ、自己の心を開放することで、感性を豊かにしていきます。また、この機会に、学校の図書室や市立図書館などをめぐって、須藤克三先生の作品に触れたり、その他の作者の作品を読んだりする児童生徒を増やしていきます。そして、学校教育における日頃の読書活動をより一層充実させ、本を読むことによって児童生徒の豊かな情操を醸成していきます。

(5) 小中学校新聞活用教育活動支援事業（管理課、学校教育課）

児童生徒の主体的・協働的な学びや郷土愛の醸成に向けた取り組みです。本事業によって、児童生徒に学習内容とニュースとの関連性への気づきを促し、地域や社会への興味・関心を高めます。高まった興味・関心は、他との交流等によって視点を変えることで、広げたり深めたりします。新聞の大きな特徴である視覚的な情報と文字情報の組み合わせで捉えることにより、情報活用能力を育成するとともに、記事のスクラップやスピーチを通して効果的・効率的な学習につなげていきます。また、日常的な新聞活用を通して、文章を正しく読み解き要旨を捉えさせ、児童生徒の読解力を向上させていきます。

主要施策2 確かな学力の育成

【現状と課題】

児童生徒にとって、激動の社会をたくましく生きぬくための根源となるのが、「確かな学力」です。学力とは、生涯にわたり学習する基礎であり、「基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度」(学校教育法第三十条)のことで、これらを育成するためには、児童生徒一人一人の実態を詳細に把握し、きめ細やかな指導や支援体制の充実を図る必要があります。また、教師が、各教科の特質に応じた見方・考え方の視点をもとに指導方法の工夫・改善を図ることによって、児童生徒が教師に教えてもらう授業から児童生徒自身によって学びとる授業に変換していくことが求められます。

本市では、全国学力・学習状況調査や山形県学力等調査、標準学力検査等の結果を分析し、教職員が議論することで児童生徒の状況をつぶさに共有して、つけたい力を明確にした指導を行うことができきています。また、山形県が推進する探究型学習の実現に向けて、自分ごととして捉えた課題設定、児童生徒一人一人の学びに応じた支援、適切な学びの振り返りを行い、児童生徒の思考力、判断力、表現力等が徐々に高まってきました。

今後は、児童生徒自らが課題を設定して解決に向かう、仮説検証型で学ぶ力や、学びの目的に応じた本質的な振り返りを行って、主体的・計画的に学ぶ力などの育成に向けて、日々改善・改革に努めていく必要があります。また、各発達段階及び各教科等において身に付ける力を明確にしたうえで指導できるよう、幼保小中一貫した指導の更なる推進の必要性があります。ICTの活用を含め、個別最適な学びと主体的・協働的な学びの一体的な充実を図り、児童生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層育んでいくことが求められています。

【主な取組み】

(1) 授業づくりの改善・改革(学校教育課、管理課)

各小中学校において児童生徒が過ごす最も多い時間は、各教科等の授業です。そのため、確かな学力を向上させる一番の鍵は、児童生徒と教師がともに各一単位時間の授業を日々改善・改革していくことにあります。まず、一人一人の児童生徒の実態や課題の把握、及びその対応策を検討する学校体制づくりを支援します。全国学力・学習状況調査や山形県学力等調査、標準学力検査等の客観的データを基に分析を行い、各学校の研究会等にて授業改善の明確な視点を助言します。また、同時に、各調査やQ-U^{※2}等の分析を活用して、児童生徒自身が、学習集団づくりや学習習

※2 Q-Uとは、いじめや不登校などの問題行動の予防と対策のために、学級集団をアセスメントし、より適切な支援をするための補助ツールのこと。学級満足尺度、学校生活意欲尺度より構成されている。

慣及び学び方形成をできるように支援・指導し、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図っていきます。加えて、個別最適な学びと主体的・協働的な学びの一体的な充実を図るため、学習環境を整備します。そのうえで、各教師が、指導力向上に向けてつきたい力を明確にした指導計画を立案し、日々の教材研究、実践及び評価、学習相談等を連続的に行えるようにします。家庭や地域、幼保小中との連携を積極的に進め、児童生徒にとって多様な学びとなるよう学習のプロセスを創造していきます。

(2) 南陽市教育研究所事業（学校教育課）

教職員の研究と修養を推進する機関として、教育研究所を設置し運営する事業です。学習指導要領に記されている教科や領域等、その他教育課題に対応して教科等部会、教科外部会を設定し、それぞれに研究主題を定めて実践研究を進めます。特に、教科等部会では、授業公開と研究協議会を基本にし、教師相互の指導力向上に向けた活発な議論となるよう支援します。同様に、教職員研究発表会の実施や教職員の短期研修支援などを行い、優れた研究力と実践力を兼ね備えた教職員の育成に努めます。また、特別委員会やセンター機能を設け、本市教育課題解決に向けて教職員の叡智を結集し、各学校に実効性のある提案を行うとともに、南陽市小中連合校長会や南陽市教頭会などとの連携を密にし、各学校の教育活動や社会教育の充実に向けて事業推進に努めていきます。そして、今後も、本市学校教育における学力向上の課題解決に向けて、鋭く切り込む研究を常に模索していきます。



主要施策3 自力解決の力の育成

【現状と課題】

日常生活の場面において、子供自身が様々な自己選択や自己決定することは大変重要であり、よく考え、やり遂げることで自力解決の力が育まれていきます。また、協働で解決したりやり遂げたりする経験、成果や課題を実感する体験の積み重ねは、将来における自己実現の道しるべとなり、その達成感や改善への意欲などが自力解決の力の育成に結び付いていきます。

近年、学校では、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、学校生活や行事等を改めて再構築する必要に迫られています。その中で、児童生徒の願いに寄り添い、児童生徒自身に活動の意義や目的を議論させることで、新たな視点による質の高い活動へ発展しています。また、SDGsの視点を取り入れた取り組みなどを通して、児童生徒が10年後の未来を見据えて自分たちにできることを考えています。

仲間と達成感や一体感等を味わい喜んだり悲しんだりする体験は、自力解決の力を育成するうえで欠かせないことですが、感染症の流行時には、対面による議論や集団で何かをやり遂げる経験が少なくなっています。オンラインによる相互交流などのICT活用は、その課題を解決する一助となる可能性があり、その活用の在り方は今後検討が必要です。また、児童生徒が、自己選択や自己決定するためには、自ら思考を整理、分析し、改善や修正をして、創造的に活動に挑戦していく力が求められます。その視点においてもICT活用は大変有効であり、児童生徒が、インターネット上の情報から目的に応じて選びとったり、多くの情報から確かさや必要性などを判断したり、選択した情報を用いて再構築したりするなどの力が必要となっています。

【主な取組み】

(1) 海洋キャリア教育推進事業（学校教育課）

中学生に対して実施する、海に関わる仕事の理解にとどまらない、ものごとの見方・考え方を広げるキャリア教育の事業です。平成27年に東京海洋大学海事普及会の地方巡回活動に始まり、平成28年からは日本海事広報協会をはじめとする日本中の海事海洋関係者を招聘しての全国初となる内陸での総合海洋セミナーを開催し続けています。手旗信号体験や大学生活の様子、乗船実習スライド上映などは、内陸で暮らす本市の中学生にとって新鮮で興味深く、とりわけ大型練習船に乗り込み海と船を舞台に学ぶ若人たちの姿は、日本が海に囲まれた海洋国家であることを一瞬にして気付かせてくれるものです。島国である日本が、歴史上、人流や物流等においていかに海と密接に関係し、発展を遂げてきたかを考えることにより、現代の海洋の重要性や陸路、空路も含めた世界の中の日本を考える機会とします。本事業を通して、生徒に今学んでいることと結び付けさせたり、自己のキャリアについて考えさ

せたり、心の陶冶を通じた情操や道徳的な実践力を高めさせたりして、価値や考え方の視点を拡張し、志を高めていきます。

(2) 中学生地域間交流セミナー事業（学校教育課）

公募した中学生が、本市とは異なる歴史や文化、風習などのある地域を訪れて、直接体験したり学んだりすることで、改めて故郷のよさや価値を見出していく事業です。充実した事前及び事後研修により、訪問先はもちろん、本市の特徴についても改めて考え、訪問先の中学生や本市中学生との関りや体験を通して、実感をもって学ぶ機会にします。



【海洋キャリア教育】



【中学生地域間交流セミナー事業（沖縄県）】

主要施策4 変化を創り出す力の育成

【現状と課題】

現在 Society5.0 時代の到来など、急速に変化する予測困難な時代の中にあって、社会の変化に対応していく力にとどまらず、自ら変化を創り出す力を子供たちに付けていく必要があります。G I G Aスクール構想により、児童生徒1人1台端末の整備及び通信ネットワーク環境も実現され、学校教育の情報化が急速に進展しています。誰一人取り残すことなく活躍する社会に向けた「個別最適な学び」と、多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図っていく必要があります。また、科学・技術・工学・芸術・数学の学問の教育に力を注ぎ、I T社会やグローバル社会に適応した国際競争力を持った人材を生み出すS T E A M教育^{※3}や、子供一人一人の個性を尊重しながら自律と共生を学んでいく教育などは、21世紀の新しい教育として世界で注目されています。

本市では、変化を創り出す力の育成を目指した理数教育及び国際化教育等を推進してきました。日常ではなかなか関わりを持つことのできない県内外の著名人による講演や指導により、最先端の技術や知識、考え方を学ぶことで、児童生徒は自己の探究心が揺さぶられたり大志を抱いたりする機会となり、主体的に学ぶ意欲が培われています。また、地域の若者が、自分の生き方をみつけ、人や社会のためになるべく活動を行う姿が多く見られるようになってきました。そうした青年層のチャレンジする姿は、児童生徒の変化を創り出す生きた手本となっており、意欲と希望を生み出しています。

学習指導要領において示された資質・能力の育成を図るためには、I C Tを最大限活用することが求められています。1人1台の端末の整備によって、児童生徒個々の考えや意見を取り上げたり、それぞれの習熟度に応じた学習を行ったりするなど、一人一人に寄り添ったきめ細やかな指導の更なる充実が期待されます。また、従前の方法で授業や活動を行えない場合は、オンラインによる新しい方法や方策等を模索する必要があります。これまでの実践と新たな実践の融合を探りながら、児童生徒が将来への確かな志を持ち、主体的な学びを通して、新たな時代を切り拓いたり、新たな価値を生み出したりできる力を養っていきます。

【主な取組み】

(1) 理数教育推進事業（学校教育課）

理数教育を充実・推進することにより、科学技術を駆使してI T社会に適応し、新たな時代を切り拓くことのできる児童生徒を育成する事業です。専門的に研究を進める大学や機関等と連携した事業を推進することにより、児童生徒に最先端の技術

^{※3} STEAM教育とは、Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Art(芸術)、Mathematics(数学)を統合する教育手法で、各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育のこと。

を体験させたり知識・技能を学ばせたりします。また、児童生徒の理数における探究心に対して適切な指導・支援が行えるように、理数教育に特化した研究の進め方や検証の仕方などを学ぶ場を提供していきます。

(2) 国際化教育推進事業（学校教育課）

『地域総合型教育』を推進する本市では、南陽市を中心に山形県、日本、世界をも視野に入れて取り組んでいます。ITを駆使して世界に発信することが容易になった現代社会において、世界をまたにかけて活躍する人材育成も積極的に推進していきます。そのために、外国語指導助手（ALT）を小中学校に派遣して、教員の指導体制の強化を図るとともに、児童生徒が英語圏における文化を感じる機会を創出していきます。幼児期段階からの国際化教育に対する環境づくりを推進し、幼児、小学校低学年も含めた外国語活動の実践に努めていきます。また、積極的に外国人と接する機会を創出するために、留学生の派遣や受入れなどについて、高等学校等と連携を図っていきます。

(3) ICT教育推進事業（学校教育課、管理課）

ICT教育を充実・推進することにより、Society5.0時代においてAIなどの先端技術がもたらす新しい社会の変革に対応・創出する児童生徒を育成する事業です。日常生活の様々な場面でICTを用いることが当たり前となっている子供たちに、情報活用能力を身に付けさせ、情報社会に対応し自ら創出していく力を備えさせることを目的とします。GIGAスクール構想により、児童生徒に1人1台端末と通信ネットワーク環境の整備が実現した今、児童生徒の積極的な活用を促し、学びをいかに充実させるかが求められています。今後は、現在ある文房具のように学習する際にはいつも使用する道具となるよう、活用時における環境整備、児童生徒の活用に向けた教職員の知識・技能向上支援、オンラインによる相互交流など、先を見据えた取り組みを展開していきます。個別最適な学びと協働的な学びの双方を生み出せるよう、活用するのは学びの主体者である児童生徒や学びを支える教職員であることを念頭に置き、目的を果たす手段として有効に活用できるよう支援していきます。

同時に、情報リテラシー^{※4}や情報モラル教育に関する指導をより一層重視するとともに、目標を持った生活について考えさせる指導を行うよう支援していきます。ICT教育推進委員会を機能させ、系統立てた指導ができるよう具体的な活用表を作成します。また、家庭との連携・連動は不可欠です。PTAや地域団体に働きかけて啓発活動を行うなど、ICT活用によって児童生徒の学びが充実するように学校を支援していきます。

^{※4} 情報リテラシーとは、情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。

主要施策5 健やかな心と体の育成

【現状と課題】

心と体の健康は、健康の維持だけでなく意欲や気力などの精神面の充実に大きく関わるものです。特に、コロナ禍にある現在は、子供の運動不足が懸念されていますが、全国保険医団体連合会の調査等では、子供たちの健康にコロナの影響が認められています。子供たちの体力向上や運動習慣づくりは、人生の中で大切なことはもちろん、喫緊の課題でもあり、運動が苦手な子供でも普段の生活の中で手軽にできる取り組みを行っていく必要があります。学校教育において、児童生徒がたくましく生きぬく健康や体力を育むためには、保健・体育等の教科による指導はもとより、あらゆる教育活動を通じて、児童生徒自身が生涯を通して自己をみつめるよう、指導を積み重ねていくことが重要です。

本市小中学校においては、学校体育について、各学校の特色や環境に応じた一学校一取り組みを実践しております。児童生徒が、生涯にわたって意欲的に楽しく体を動かし、自己の健康維持・増進に努める態度を養っています。また、取り組みを通して家族や地域住民との触れ合うことで、自己の目的や学校のねらいにとどまらず、地域や社会づくりを意識したものとなってきています。

その一方、全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、身長や体重の数値が全国平均を上回っていますが、体力は低下傾向にあり、男女差が大きいことや、運動に興味を持ち活発に運動する児童生徒と、そうでない児童生徒の二極化の状態が続いています。また、児童生徒の望ましい食習慣に心配な現状がみられ、肥満などの出現率が増加傾向にあります。加えて、ネットゲームや動画視聴、SNSなどを起因とする生活リズムの乱れが課題となっており、児童生徒の心身の健康を多面的に捉えていく必要があります。

【主な取り組み】

(1) 心身の健康教育の推進（学校教育課、管理課、社会教育課）

児童生徒が、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るために、日常的に「心身の健康に関する知識・技能」、「自己有用感・自己肯定感、自尊感情」「自ら意思決定、行動する力」「他者と関わる力」を育成します。そのために、保護者や家族、地域住民はもちろんのこと、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職とも適切に連携を図り、それぞれの役割を果たせるよう支援していきます。特に、専門職の学校への派遣については、教育行政の担う比重も大きく、各学校における児童生徒の状況を的確に把握しながら推進していきます。また、教科体育や部活動等の学校教育活動を充実させ、児童生徒の体力低下や運動への興味に対する二極化への課題に対応していきます。同時に、本市が推進する「健康の日」や日本体育大学との連携などに係って、関係機関との連携を一層強化して、学校の運動施設の整備や健康づくりに向けた各種スポーツ大会等への参加啓発などを推進していきます。

食習慣やネットゲームや動画視聴、SNSなどを起因とする生活リズムの乱れの課題に対しても、家庭・学校・地域との協働による取り組みを展開し、食生活や生活リズムを是正していきます。

(2) 部活動指導員配置事業（学校教育課、社会教育課、管理課）

部活動は、中学校の教育活動の一つであり、スポーツや文化に興味と関心を持つ同好の生徒が、その楽しさや喜びを味わう自主的・自発的活動です。その意義は、学校生活を豊かで充実したものにし、生徒の人間性や社会性を育成するなど、大変大きなものがあります。本事業は、部活動指導員の派遣を通して、生徒の主体性や自治的活動を支援し、たくましい体づくりや競技力向上、体制の整備・充実等を図っていく事業です。部活動については、指導員を配置することにとどまらず、外部指導者の活用等により更なる指導体制の充実を図っていく必要があります。今後、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の地域スポーツ団体との連携を深めるとともに、学校への協力・支援体制整備に努めていきます。特に、休日の部活動については、文部科学省が段階的な地域移行の方針を示しており、本市としても国、山形県の動向を踏まえるとともに、関係団体と連携、連動しながら、段階的に地域スポーツ団体への移行を図っていきます。その際、減少する生徒数や教職員の働き方を鑑みて、各学校における部活動の数や在り方について、生徒や保護者、地域住民、体育協会や中学校体育連盟との協議を進めていきます。協議の場においては、学校教育における部活動が果たしてきた目的や意義の維持や、生徒の怪我などに対する安全確保の徹底など、留意すべき点を明確にしながら進める必要があります。

(3) 中学校連合運動会事業（学校教育課）

中学校連合運動会は、各中学校の生徒一人一人が競技や応援活動などを行い、互いに切磋琢磨することを通して、健やかな心身の成長を目指す事業です。平成22年の中学校統合以降、多くの地域住民や団体等の協力のもとで実施し、中学生が互いに高め合いながらみなぎるエネルギーを地域に発信することで、自己の成長の実感とともに地域に貢献する態度を養っています。今後は、今まで以上に生徒が主役となって事業を推進していくために、各中学校の生徒会を中心とした主体的な活動を促し、常に新たな在り方について模索していきます。

主要施策6 幼保小中一貫教育の推進

【現状と課題】

多様化する社会において自立的に生きる子供を育成するために、自己有用感や多様性の理解と共生の心を育むことが、一層重要性を増しています。子供が学びの主体者として自覚し、学ぶことが好きになり、主体的に学ぶ教育を実現することが、子供の自己有用感や協働する心を育むことにつながります。

本市では、各発達段階に応じた育ちと学びの連続性・系統性を重視して自己有用感や協働する心を育てるため、幼保小中一貫教育の推進に努めてきました。その結果、各中学校区の特徴を生かした施設分離型の一貫教育を推進し、“南陽スタイル”として確立することができました。地域や児童生徒の実態等に即した小中9年間の育ちと学びの構想をグランドデザイン^{※5}として整備し、教育活動を展開しています。特に、中学校区ごとに目指す子供の姿を共有した指導に重点を置き、計画的な幼保小中の交流、幼児期の終わりまでに育てたい10の姿を意識したアプローチプログラム、スタートプログラム、授業の相互参観及び合同研究会等を通して、15歳までの育ちと学びの責任も共有しながら子供の学ぶ力を高めています。その取り組みの成果や課題について、平成29年の「第12回小中一貫教育全国サミット in 京都」など多くの場面で発表・発信しており、全国的にも注目されています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、交流活動が制限される状況もありましたが、今後は、不測の事態においても対応できる柔軟な発想と、持続的な実践に向けて理念や目標を共有し、相互理解して推進することが求められます。また、幼保小中一貫教育は、学校を核とした地域創生に結び付く教育です。地域の中で子供を育て、地域をみつめることで子供が変化します。その子供の変化や学びの連続性が、将来にわたって地域に貢献できる人材を育成し、地域を後世に紡いでいく原動力となります。その意味でも、今後、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）^{※6}及び地域学校協働本部^{※7}や高等学校、更には大学などの高等教育機関などとの連携・連動を見据えていくことが求められています。

※5 グランドデザインとは、幼保小中一貫教育にあたって各中学校区が9年間にわたって行う教育計画の全体構想を表現したもの。

※6 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に示された、保護者や地域の方々が一定の権限を持って学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的とした制度。コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことを指す。

※7 多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を行う体制。

【主な取組み】

(1) 幼保小中一貫教育の推進（学校教育課、管理課、社会教育課）

各中学校区において、共通のめざす子供の姿を基にして、9年間を見通した教育課程を編成します。教育理念や目標をともにしながら学びの連続性・系統性を大切に、地域や家庭と連携、連動しながら、何をどのように学ぶかを明確にして、子供一人一人の学びを支えています。そのためにも、幼児教育連絡協議会や中学校区ごとの定例連絡会等を定期的で開催し、遊びや授業、活動、環境構成、保育者・教師の援助・支援などについて共通理解し、同一歩調で個の育ちを充実させていきます。

(2) 高等学校等との連携・連動（学校教育課、社会教育課、みらい戦略課）

山形県立南陽高等学校は、地元である本市と連携しながら、総合的な探究の時間で地域についての理解を深め、地域の課題解決に向けた学習に取り組んでいます。そうした高等学校等との連携・連動を図り、現在の15歳までの育ちと学びの責任を、18歳まで視野に入れ、高い志の醸成と学力向上を図りながら、本市教育における切れ目のない支援による人間・公民の形成につなげ、自立的に生きる人材育成を目指していきます。そのためにも、連携する様々な取り組みを通して、地域の子供たちを共に育てる意識を持って、教育理念や理論を構築、共有していきます。

また、各学校の学校運営協議会と地域学校協働本部の双方を機能させ、地域力を生かした学校と地域の効果的な連携・協働を推進します。



主要施策7 社会参画活動の推進

【現状と課題】

社会参画活動とは、社会の担い手である子供たちが、確かな社会認識に基づいてよりよい社会の形成者となるべく、学校を中心とした生活場面、地域社会の問題や課題などに気づき、それらの解決を図るために主体的に活動していくことです。

市内小中学校では、児童会、生徒会などを中心にクリーン作戦などの地域課題を解決する活動や、地域の祭りなどの伝統行事等に参画する活動を行ってきました。特に、児童生徒が、交通量の多い道路の横断歩道に立って歩行者の横断を補助し、停止した運転手に対して深く礼をする「交通安全ありがとう運動」は、その活動が市内多くの小中学校に広がるとともに、全国的に多くの称賛の声が寄せられています。中には、中学生が小学生の事故を未然に防ぐ目的で朝のあいさつや声がけを行ったり、自己の安全を守るために横断補助指示棒を長くしたりするなど、工夫した実践に対して内閣総理大臣表彰等を受けている活動もあります。それらの体験を通して、社会と密接に関わることで、愛郷心や愛校心が芽生えたり、地域の未来を担う人材としての公民意識の醸成が促されたりしてきました。また、同時に、児童生徒が地域に生きる人々に元気や勇気、生きる活力を与え、地域の活性化にも繋がっています。

これまでの継続した取り組みの中では、本来の意義や独自性が失われ、他の目的が生まれたり形骸化したりする活動が見られるのも事実です。真に社会参画活動の意義を果たしていくための共通理解の場や、地域と学校が育てたい子供像を明確にして共有する場が不足している実態もあります。

【主な取り組み】

(1) 一市民としての社会参画活動（学校教育課、管理課、社会教育課）

学校教育の柱として、小中学生といえども一市民であるという自覚を促し、その役割を果たすことができるよう社会参画活動を推進します。参画意識の醸成は、学校教育にとどまることなく生涯学習の礎となり、青年以降の活動にも広がります。今後、より一層地域行事等に参画する機会や主体的に関わる意識を高めることが重要であり、社会教育はもちろん地域全体として日々の活動を連携・連動・一体化して取り組んでいく必要があります。そのために、各学校の学校運営協議会を充実させ、それぞれの学校の特色を生かした地域や団体等との連携・協働の在り方の検討・実施を通して、教育活動の魅力化及び活力ある学校づくり、学校を中核とした地域づくりを推進していきます。

(2) 生徒議会開催事業（学校教育課）

小中学生が、市の在り方や出来事などを自分事として捉え、自分たちの暮らしや地域の在り方などについて真剣に議論し、自分たちの意思で改革していく志を育む事業です。テーマを基に各学校で話し合い、代表者が実際の市議会議場にて市長などに対して意見を述べます。市当局が、小中学生の意見に耳を傾け、実現に向けて尽力することで、自分たちの意見による変化を実感させ、公民意識を高めます。今後は、高校生の参加により踏み込んだ議論を行えるよう、連携を模索していきます。



【令和元年度 小中学生議会】



【赤湯中学校 交通安全ありがとう運動】

主要施策8 教育相談、いじめ・不登校対策

【現状と課題】

近年、全国的に、いじめの認知件数や不登校児童生徒数は学校の規模や学年に関係なく増加傾向にあります。特に、インターネット上のいじめについては、匿名性が高く外部から見えにくいため深刻化する可能性があります。国は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、「いじめ防止対策推進法」を制定しました。

本市においても、ひとり親世帯の増加や核家族の増加など、子供が置かれる家庭環境の変化が顕著にみられます。また、要保護世帯や準要保護世帯数が増加するなど、世帯による収入の差も増加しています。そうした背景に加え、積極的な認知によるいじめ件数の増加を踏まえ、「南陽市いじめ防止対策の推進に関する条例」、「南陽市いじめ防止基本方針」を策定しました。各学校においては、児童生徒の心の育成を最優先に考えながら未然防止に努め、早期発見、発見後の迅速な対応を行っています。不登校の対策についても、児童生徒一人一人に寄り添い、日常的な会話や観察、面談、いじめのアンケートなどを通して児童生徒の理解に努め、家庭と学校、関係機関との連携を図りながら迅速かつ適切な対応に努めています。とりわけ、教育相談室「クオーレ」を設置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフを配置及び派遣するなど、組織的・計画的な対応や支援を行っています。

今後は、今まで以上に、教師と児童生徒の温かい人間関係を基盤にした学校づくりを基本とし、児童生徒に仲間との関わりや望ましい集団づくりを考え、体験させ、仲間を思いやる心やいじめを生み出しにくい環境を構築する教育活動を行っていくことが求められます。また、家庭的要因など、様々な背景がある児童生徒への対応の増加が予想されるため、早期及び定期的な教育相談、そして、一人一人の可能性を伸ばす指導を心がけていく必要があります。

【主な取り組み】

(1) 心を育む教育支援事業（学校教育課、すこやか子育て課、福祉課）

近年、増加及び多様化するいじめ・不登校の課題に対応し、児童生徒の学びを保障するとともに、居場所と絆をつくるために行う事業です。教育相談室「クオーレ」は、不登校及びその傾向がある児童生徒の居場所としてのみならず、多様な教育的ニーズに対応し、すべての児童生徒に教育の機会を確保しながらいきいきと活動する場所にしていきます。保護者の多様な相談に対しても丁寧に対応し、悩みに寄り添った助言などを行うようにします。また、各学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを配置及び派遣し、児童生徒、保護者、教職員等の悩みに耳を傾け、解決に向けた支援を行っていきます。

早期及び定期的な教育相談や一人一人の可能性を伸ばす学校づくりに向けて、フ

リースクールなどの民間支援団体やICTを活用した学習支援など、学校以外の場所における学習のあり方についても整備し、教育の機会を確保することで、将来を見据えた社会的自立への支援を充実させていきます。加えて、インターネット上のトラブルなどの増加を踏まえ、情報リテラシーや情報モラル教育に関する指導を重視し、幼児期や小学校低学年から家庭への啓発活動を行い、系統的に発達段階に応じた指導に取り組んでいくよう幼児施設や学校を支援します。

(2) いじめ問題対策事業（学校教育課、総務課）

いじめは、いじめを受けた人の人生に大きく影響を及ぼす可能性のある、取り返しのつかない重大な行為です。本市では、「児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすいじめを絶対に許すことなく、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする」ことを基本理念に掲げ、「南陽市いじめ防止対策の推進に関する条例」及び「南陽市いじめ防止基本方針」を制定し、大人が範を示しながら子供たちに伝えられるよう、市をあげて撲滅に向けた取り組みを推進していきます。

いじめ問題対策は、日常の児童生徒同士、教師と児童生徒などの関わりによって自分のみならず他人を思いやる心を育てる教育が最も重要です。担任教師が、加害や被害、その他周囲の児童生徒の行動を省察し、心の状態や背景となっている要因を洞察しながら包摂的に指導できる学級経営力を高める支援を行います。

いじめは、学校のみならず、家庭や地域、その他多くのネットワークによって思いを共有し、複線的に子供を見守ることが重要です。そのために、いじめ問題対策連絡協議会を開催し、地域代表や関係機関との連携を強化して啓発活動を実施するとともに、協議会での助言を参考にしながら各学校に未然防止、早期発見、早期対応の具体策を指導する体制を整備します。

また、重大事態は、いつでも、どの学校でも、誰にでも起こりえることを前提にし、事態が生じた際には教育委員会のいじめ問題専門委員会の助言に基づき迅速かつ丁寧に対応します。さらに、再調査が必要な場合は、市長が招集するいじめ重大事態再調査委員会において、被害にあわれた方に寄り添いながら対応していきます。

主要施策9 特別支援教育の充実

【現状と課題】

障がい者の権利に関する条約にインクルーシブ教育[※]システム導入の必要性が盛り込まれ、人間の多様性の尊重などの強化や障がい者の社会参加を目的とし、障がいのあるなしに関わらず、ともに学ぶ仕組みや機会が与えられ、必要な合理的配慮の提供などが必要とされています。全国的に、特別支援学級及び通級による指導を受けている幼児児童生徒数は年々増加傾向にあり、通常学級においても特別な支援を必要とする児童生徒が増えています。

本市では、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を提供するため、幼保小中一貫教育を活かした連続性のある多様な学びの場と様々な相談機関の整備・充実に取り組んできました。個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用が定着し、的確な実態把握と具体的な目標の設定など内容を吟味し、円滑な引き継ぎが確実にできるようにしています。また、適正な就学に向けた早期からの教育相談を充実させ、特別支援教育のパンフレットを作成・配付するなどして、保護者への理解と啓発を図っています。また、各学校においても、特別支援学級との交流学习の適切な実施とともに、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の設置、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用による教育内容の充実、巡回相談等関係機関との連携など、きめ細やかな支援を行っています。

今後、共生社会を担う子供たちを育成するために、インクルーシブ教育システムの理念などを踏まえ、交流及び共同学習を充実させる必要があります。教職員は、児童生徒一人一人の教育的ニーズや発達段階に応じた合理的配慮の提供などをより把握・理解し、特別支援教育の実践的な指導力及び授業力の向上に努めていく必要があります。また、すこやか子育て課や福祉課、発達支援室と緊密に連携することで、一人一人の可能性を伸ばす基盤づくりを進め、就学前から社会参加に至る切れ目のない支援を行う体制整備に一層努めていく必要があります。

【主な取組み】

(1) 小中学校学習支援事業（学校教育課）

様々な教育的ニーズのある児童生徒や集団行動が苦手な児童生徒に対して、個別に学習支援を行うための事業です。近年、本市においても通常学級に在籍する発達に支援が必要な児童生徒数の増加とニーズの多様化が進んでいます。共生社会を目指すためには、一人一人の児童生徒を自立できるように成長させ、仲間とともに学

[※] インクルーシブ教育とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

ぶ教育が必要です。誰一人取り残すことのない、すべての子供たちの可能性を引き出す多様な教育を展開し、児童生徒たちに発達段階に応じて、共生の意義や目指す社会を明確に示す指導をしていきます。

(2) 特別支援教育充実事業（学校教育課、すこやか子育て課）

一人一人の教育的ニーズに応じた支援を提供するため、幼児施設や小中学校における専門チームによるスクリーニングを実施する事業です。併せて、就学前幼児の言語の発達に関する相談を実施するなど、適正な就学に向けた早期からの教育相談体制を整備・充実させます。その際、多様な情報の提供・共有や連続性のある多様な学びの場、様々な専門機関との接続等、丁寧な保護者支援にも取り組みます。そして、小中学校におけるスクリーニングをさらに充実させ、幼児期からの連続性のある教育体制を活かし、一人一人の学びに応じた適切な支援を行います。

また、増加する相談に伴い周辺の専門機関に待機期間が生じている現状を踏まえ、発達に課題があり一刻も早く専門機関に相談したい保護者のために、心理検査等を行える体制を整備していきます。

(3) すこやか子育て課、福祉課との連携

(すこやか子育て課、福祉課、学校教育課)

誰もがいきいきと豊かな生活が送れるようにするため、発達に支援が必要な場合、幼児期から小中学校の就学期のみならず、高等学校などを経て就労に至るまでの各ライフステージにおいて切れ目のない自立支援を行う必要があります。特に、医療的ケア児については、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理や痰吸引などの医療的ケアを受けることが不可欠であり、その教育には多くの機関による支援が必要となります。そのために、すこやか子育て課等との連携を十分に図り、ともに支援の在り方について検討し、情報を共有して、一人一人のニーズに応じた支援を提供します。そして、個人の持てる力を高め、困難さを改善・克服するために、幼児期からの情報や相談の積み上げ系統を一本化し、自立や社会参加にむけた主体的な取り組みを支援します。

主要施策 10 信頼される学校づくりの推進

【現状と課題】

地域に開かれ信頼される学校を実現するため、学校には保護者や地域住民の意見を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力していくことが求められています。それと同時に、保護者や地域住民が、学校とともに学校運営に積極的に協力していくことも重要です。

本市小中学校においては、伝統的な地域文化とともに、これまでの長きにわたる教育活動で培われてきた愛校心が根ざしており、子供たちの健やかな成長の場としての学校への信頼は大変大きい土壌があります。また、各小中学校は、地域や児童生徒の実情に応じて主体的に創意工夫のある教育活動を展開し、自主的・自律的な学校運営に努めてきました。さらに、開かれた学校づくりを目指して、学校評議員制度を活用するなど、保護者や地域住民が来校しやすい、教育活動に参画しやすい環境を整えてきました。

今後は、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活用を通して、学校が組織的・継続的に時代や地域の意見に即した運営への改革・改善を図ることにより、保護者や地域住民とともに学校運営を行っていくことが必要です。また、学校・家庭・地域の相互理解と共通理解を深める連携協力促進により、教育の質の保証・向上を図りながらより一層信頼される学校づくりを進める必要があります。

【主な取組み】

(1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（学校教育課、社会教育課）

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むための仕組みです。この仕組みを『地域総合型教育』の機能に組み込み、学校評議員制度の成果を基にしてより一層進化させていきます。そのためには、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的推進を図っていくことが必要となります。地域学校協働本部との接続、とりわけ地域学校協働活動推進員による学校と地域とのつなぎ役としての役割が大変重要となってきます。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実とともに、地域学校協働活動推進員の人材確保と活動支援を図っていきます。

(2) 特色ある学校経営事業（学校教育課）

それぞれの地域の特徴に応じた柔軟な学校経営が行えるよう支援する事業です。各小中学校の創意工夫を活かした取り組みにより、地域との密接な結びつきにより開かれ信頼される学校づくりを支援していきます。今後、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動、本事業の結びつきや体系を整理し、より実効性のある事業へと進化させていきます。

(3) 教職員の人材育成・資質向上、働き方改革（学校教育課）

不易である「教育は人なり」の体現者は教職員であり、その人材育成や資質向上なくして児童生徒への良質な教育は行えません。本市では、初任者や中堅教諭等に対して、山形県教育委員会の研修体系に基づいた研修はもとより、独自の研修を実施するなどして教員としての資質向上に努めています。今後も、前述した南陽市教育研究所における研修及び調査・研究を充実させ、管理職も含めたすべての教職員のキャリアステージに応じた資質・能力の向上を図ります。また、南陽市小中連合校長会と連携し、市内すべての教職員が、本市が推進する『地域総合型教育』について理解を深めた日常的な実践が充実するよう、指導助言、支援をしていきます。さらに、増加が予想される若い世代の教職員に対して、より主体的で高度な研修を実施するための体制整備を検討していきます。

併せて、教職員の意欲や生きがい、働きがいを引き出す魅力ある職場づくりを推進します。その一環である環境整備事業や、教職員ストレスチェック実施事業等による働き方改革を実践し、その効果を検証しながらも継続することで、より働きやすい職場づくりに取り組みます。



【沖郷小学校 学校運営協議会】



【荻小学校 わらび採り】

主要施策 11 危機管理体制の強化

【現状と課題】

災害や事故等は、いつ、どこで、誰に起こりうるかを予測することが困難です。しかし、いかなる状況下においても、自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために、児童生徒に危険な状況を適切に判断し回避するために最善を尽くそうとする主体的な態度を育成することが求められています。また、事前に適切な対策をとることで危機的状況の発生を防止したり、発生時の被害を低減したりすることができます。学校においても、様々な状況に対する適切かつ確実な危機管理体制を確立しておくことが大変重要です。

本市は、平成 25、26 年に大規模な豪雨災害に見舞われています。その教訓を糧にし、災害に関する知識等を学ぶ機会と避難訓練の連動、そして、家庭との連携を重視した安全・防災教育の実践を積み上げています。教育委員会や学校が、総合防災課と密に連絡を取り合って災害等に対応する体制づくりが進み、総合防災課担当職員が市内小学生に防災講話を行うなど、積極的な取り組みを行っています。その結果、小学生が、自分の学校や地域のハザードマップを作成し、防災意識を高めています。また、学校では、児童生徒や教職員の生命を守るために、学校に対する保護者や地域住民からの信用や信頼を大切にしながら、学校全体の計画に基づき、家庭、地域、関係機関・団体等と十分に連携しながら、防災体制整備に組織的、意図的に取り組んでいます。

今後は、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」、進んで安全・安心な社会づくりに貢献できる力を身に付ける「共助」、公的機関による「公助」等の視点から、危機管理マニュアル等の見直しを図り、安全・防災教育をさらに進めていくことが求められています。その際、地域の自然や特性、実情に応じた指導や、各教科における学習内容との関連を図りながら、各学年・各教科の縦と横のつながりを整理する必要があります。また、不審者事案等、予測のできない危機対応を求められる場合も生じており、対応後の児童生徒の心のケア等も含めて総合的な対策を図っていきます。地域住民や近隣施設、市の総合防災課、警察や消防等との協力の下、地域総合型避難訓練を実施していく必要もあり、すでに組織されている自主防災組織との連携が求められます。また、特に、中学生には、大人とともに、または自分たちだけでもできることを模索するよう指導していく必要があり、より緊迫感や現実味のある実践的訓練を行い、子供たちに生涯に渡って学んでいける土台をつくることが求められています。

【主な取り組み】

(1) 通学路安全点検（学校教育課、社会教育課、建設課、市民課）

全国的に、児童生徒に関する痛ましい交通事故が発生しており、交通安全や防犯、その他危惧される視点等において安全点検を実施します。現場での合同点検を経た

関係機関との情報共有、議論の場を設けることを重視し、密接な連携により通学路等の安全対策を講じていきます。

(2) 新型コロナウイルス感染症等の新たな脅威への対応（学校教育課、管理課）

児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスク等を可能な限り低減し命を守るとともに、児童生徒の学びを保障することの両立を図ります。「新しい生活様式」に基づいた日常生活を送ることにより、脅威からの脱却とともに、新たな未来の創造に向けて児童生徒一人一人が知恵を出し合う教育活動を展開していきます。また、感染者等が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、関係機関と連携した保健管理体制等を構築していきます。

(3) 自然災害、野生動物等への対応（学校教育課、管理課）

災害発生時には児童生徒自らが危険から身を守り、安全な行動ができる「自分の命は自分で守る」力を育成していくことが最も重要です。学校では、安全で安心な生活を送るための基礎を培い、そうした社会づくりに自ら参画し貢献できるような資質・能力を育てるため、防災教育に力を入れていけるよう支援していきます。防災マニュアルの点検及び見直しは、いざという時のために大変重要であり、時代や状況に合わせた実効的なマニュアルとなるよう、防災情報にアンテナを高くして取り組んでいきます。また、近年、野生動物による害が多発しています。その背景として、人口減少や高齢化による耕作放棄地の増加、里山や森林管理の粗放化などが指摘されています。子供たちにそうした問題への解決策を考えさせる取り組みを実施していくことと同時に、関係機関との連携により将来を見越した安全対策を講じていきます。いざ災害が発生した際は、防災マニュアル及び事前の準備や打合せ等に従い、臨機応変に対応する必要があり、家庭はもとより地域とともに安全・安心を共有できるよう努めます。



【通学路安全点検】

主要施策 12 学校の適正規模・適正配置

【現状と課題】

義務教育段階においては、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられています。しかしながら、第1編第2章「南陽市教育の現状と背景」では、人口減少に伴う少子化により市内小中学校の児童生徒数は、今後5年間の推計で現在の9.4%（約200名）の減少が見込まれます。また、令和3年度では、既に半数以上の小学校が複式学級を有する現状となっております。

このことから、質の高い学びを目指したより良い教育環境の充実のため、学校規模・配置の適正化が求められており、今後、児童生徒数の推移や教育環境の変化を踏まえ、中長期的展望に立って、市小中学校の適正規模・適正配置について十分な検討が必要となります。

【主な取組み】

（1）（仮称）教育振興検討委員会の設置（管理課、学校教育課）

本委員会は、子供たちの学習環境の充実のため、教育の機会均等の視点等を踏まえ、学校の適正規模・適正配置について検討を行います。

その際、学校運営協議会制度を活用し、地域住民や保護者の意向を十分に取り入れながら、地域と学校・行政が協働し、施設設備計画や学校運営の効率化も含め、今後の地域の学校の在り方について協議・検討を進めます。

なお、本委員会の設置に向けて、基本方針等の検討や地域住民の意向調査に関する方法、委員人選等についての協議・調整を行う準備委員会を先に設置します。



主要施策 13 学校施設整備の推進と施設保全の適切な管理

【現状と課題】

学校施設の整備にあたっては、児童生徒の健康と安全の確保はもとより、教育内容の多様化や、バリアフリー化^{※9}、防災機能強化、学校 ICT 環境^{※10}の活用など、様々なニーズに対応するための機能改善及び質の向上が求められています。

このことから、今後の施設整備にあたっては、文部科学省が示す「これからの学校施設の在り方」の方針を基に、総合的かつ長期的な視点を持ちながら地域との連携を考慮し、学校教育の変化や運営の面にも十分配慮した整備計画を持って進めていくことが重要であると考えます。また、安全安心な学校生活の維持のため、年間の施設設備の保全・営繕計画について十分検討していく必要があります。

【主な取組み】

(1) 南陽市学校施設長寿命化計画の推進（管理課）

令和2年10月策定の「南陽市学校施設長寿命化計画」は、「南陽市公共施設等総合管理計画」の基本的な考え方に基づく個別計画です。この計画は、学校施設の老朽化対策とともに、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上の一体的整備を実施するうえで、30年間という長期的視点から、財政負担を平準化し、地域の実情に応じた整備推進を図るための計画であります。

これまでの築50年未満で改築を行ってきた整備方針から、一定要件のもと大規模な改造工事等を行い、施設寿命を80年まで長寿命化することによって、トータルコスト（総費用）を抑制し財政負担の軽減を図りながら、同時に教育環境の質的向上に係る内容の整備についても有利な財源を活用して実施することが可能となります。

(2) 学校施設の営繕計画の適切な実施（管理課）

学校施設は、教育を行う場のみならず、児童生徒と教師が長時間過ごす生活の場でもあります。時に施設設備の不備の見落としにより、大きな事故やケガを招くことは容易に予測できます。

南陽市立小中学校管理規則（昭和42年4月教育委員会規則第6号）第20条の規定に基づき、学校と連携を図りながら日常点検や年間定期点検を確実に行うと共に、営繕計画の適切な運用を行います。

※9 バリアフリー化とは、障がい者を含む高齢者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障壁を取り除いた事物、状態をいう。

※10 学校 ICT 環境は、ICT（「Information and Communication Technology」の略称で、「情報通信技術」のことを意味する。）を利用して、デジタル教科書や様々な画像・動画データなどを授業において活用できる環境のこと。

(3) 学校施設における防災機能の強化の推進（管理課、総合防災課）

文部科学省の調査では、公立小中学校全体の95.7%が避難所に指定されていますが、非常用電力等の防災機能（設備）や多目的トイレの設置、スロープ（傾斜路）等による段差解消（バリアフリー化）の整備割合は50%程度となっています。

今後の避難所としての機能を果たすために必要となる施設設備等の整備については、総合防災課と調整をしながら、地域防災計画上の位置づけや役割等を再確認し、あらかじめ整備すべき事項やその優先順位について検討し、学校の防災機能強化のための整備を推進します。



【令和3年度宮内小学校図書室改修工事】



【平成25年度豪雨災害により被災した赤湯中学校グラウンド】

主要施策 14 学校ICT環境の整備推進

【現状と課題】

現在の学校ICT環境整備は、これまでに全小中学校への校務支援システムの導入やGIGAスクール構想の実現に向けた、児童生徒1人1台のパソコン端末の導入と校内ネットワーク整備を終えております。このことにより、教職員の「働き方改革」への取り組みの充実や、Society 5.0時代を生きる子供たちにとって必要と考えられる、ICT活用の向上が図られています。

学校ICT活用にあたっては、遠隔・オンライン教育^{※11}、デジタル教科書^{※12}への移行、デジタル教材等の普及が見込まれており、関連する環境整備が必要となります。

【主な取組み】

(1) 教職員用パソコン更新事業（教務、校務支援システム）（管理課、学校教育課）

教職員用パソコンについては、平成30年度に第5期目の更新整備を行いました。第6期目を令和5年度に控え、これまでのさまざまな不具合や性能の課題、新しいネットワーク環境を有効に活用できるように十分な検討を行います。

(2) 教育用パソコン更新及び整備事業（パソコン教室、GIGAスクール）（管理課、学校教育課）

教育用パソコンについては、令和元年度にパソコン教室用のノート型パソコンの更新整備を行い、令和2年度には、全児童生徒台数分のGIGAスクール用タブレットパソコンを整備しました。

今後のICTを活用した学校教育の充実を図るため、デジタル教材・教具等の整備を推進していきます。



【令和3年度学習用タブレット貸与式の様子】

※11 遠隔・オンライン教育とは、教師と生徒がインターネットを経由して、学校と自宅など、離れた場所で行う遠隔授業(教育)のこと。

※12 デジタル教科書とは、学校の教科書として使われることを想定して作られた電子書籍のことをいう。

主要施策 15 学校給食の充実と食育の推進

【現状と課題】

近年偏った栄養摂取、朝食欠食等子供たちの食生活の乱れや肥満・痩身傾向など健康を取り巻く問題が深刻化しています。また、食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することも重要です。

そうした中で、学校給食は、栄養バランスの取れた食事を提供することにより、子供の健康の増進を図るために実施されています。食に関する指導を効果的に進めるために、給食の時間はもとより、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等における教材としても活用することができます。

また、食物アレルギー等を有する子供も多くなってきていることから、文部科学省で作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」等を基に市の手引きを作成し食物アレルギー等を有する子供に対するよりきめ細やかな取り組みを行っています。

【主な取り組み】

(1) 食育・食農教育の推進（管理課、学校教育課）

学校給食を通して、健康で健全な身体を造るための食事、習慣、知識を身につけさせ、未来を担う子供たちの育成を目標とし、地域と深く結びつく食育教育を進めていきます。

また、「食」に関する知識を学ぶだけでなく、それを生み出す「農」について地域の生産者との関わりの中で体験しながら学びます。児童生徒は、暮らしに直結する生産現場を体験することによって、食と農の距離を見直す機会となります。毎日少しずつ成長する農作物と向き合うことは、自然やいのちを相手にする活動であり、その過程において自らとの関わりや地域のひと、暮らし、生業の理解を深め、体験した出来事を心に深く刻むことができます。

(2) 地産地消の推進と学校給食（管理課、農林課）

地産地消の推進を図るため、米や野菜など契約栽培による供給を推進し、地場産品、旬の食材をより多く活用し、新鮮かつ安全で安心して食べられる食材を使用します。年5回地場産デー給食として農林課の協力のもと、地場産の「おかひじき」、「シャインマスカット」などの食材を使った給食の提供を行っています。

また、栄養バランスの良い魅力あるおいしい給食となるように、メニューや調理方法の工夫に努めます。

(3) 安全安心な給食の実施（管理課）

児童生徒の減少傾向が続く状況を踏まえ、今後施設の能力や運搬時間等を検討しながら、衛生的かつ安全な共同調理方式（分散型）による対応を検討していきます。

また、食器や機器の更新、作業の効率化、衛生管理の強化など、安全安心な給食の実施のため年次計画等を策定し整備していきます。

アレルギー等を有する子供の対応として、対象食材の除去や代替品を考慮した専用の管理ソフトを導入し、一人一人が安全に、安心して食べられるメニューの管理などを行います。



【豚肉給食の様子】

基本方針2 生涯学習を充実させる

主要施策1 社会教育の推進

【現状と課題】

個人の資質や能力を高め、能動的に地域づくりに参画する市民を増やす人づくり教育と地域課題の解決や地域活性化に向け、『つながりつどう人々の絆』を大切にした地域づくり教育を推進することは、持続可能な地域社会の実現に不可欠です。

現代社会は、グローバル化やICTの進歩など急速な変化が見られる一方で、少子高齢化に伴う人口減少や価値観の多様化が様々な問題を引き起こしており、地域コミュニティ機能の弱体化も大きな課題になっております。

すべての人々が、生涯にわたり質の高い学習を受ける機会の提供とそこで得た情報や知識を活用した地域づくり等に、市民自ら主体的に取り組む教育と環境づくりに取り組みます。

【主な取組み】

(1) 地域学校協働活動事業・放課後子供教室事業（社会教育課、学校教育課、すこやか子育て課）

放課後の子供の居場所づくりを核としながら、地域・家庭と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく様々な活動に取り組みます。地域をつなぐコーディネーターが中心となって、地域住民や豊富な経験を持つ外部人材等の協力を得て総合的に推進します。

(2) 青年教育推進事業（社会教育課）

青年層の学習と地域活動を支援し、次代の中核となる若い人材の育成を図るため、平成29年度に実施された南陽市市制施行50周年記念事業「めぎせ100万円！南陽若者コンペティション^{※1}」参加者と今まで活動してきた青年グループへの学習機会の提供と継続的な活動が出来るように様々な支援を行います。また、高校生の地域参画が図られるよう、関係機関、団体との連携を推進します。

^{※1} 平成29年度に市青年教育推進事業実行委員会が主催した「南陽市を元気にするまちづくり企画」のコンペティション。コンペティションには「競い合い」という意味がある。20～30代の青年(9グループ)が参加し、半年以上の共同学習や実践活動を経て練り上げたまちづくりアイデアを発表。順位は審査員と来場者約150人の投票により決定された。

(3) 二十歳のつどい開催事業（社会教育課）

責任ある大人としての自覚を持ち、自ら生き抜こうとする青年を祝い、地域づくりに積極的に参加する人材の育成のため、二十歳のつどいの開催や実行委員会への支援を行います。

(4) 家庭教育事業（社会教育課）

子供が基本的な生活習慣や生活能力、人への信頼感や思いやり、豊かな情操、社会的なマナーなどを身に付けるため、体験的な活動や保護者研修会等の学習機会の提供の支援を行います。子供の幸せと健やかな成長を図り、親子の元気が地域の元気につながる家庭教育を目指して、幅広い世代の学習活動と社会全体で子育てを支える取り組みを支援します。

(5) 青少年健全育成推進事業（社会教育課）

青少年の非行防止及び育成指導、青少年を取り巻く有害環境の浄化などの活動を推進します。それぞれの地区における各種団体との連携を進め、青少年育成や家庭教育のノウハウを生かすことで、地域の教育力を高める取り組みを進めます。

(6) 市民大学講座事業（社会教育課）

自主性のある人材、地域に必要な人材を育成するため、市民の多様な学習要求に応え、地域の理解やふるさとへの愛着を深める講座等、年数回の講座や公開講座の開催に継続して取り組みます。

(7) きらきら・EKUBOキッズ事業（社会教育課）

市内小学4～6年生を対象に、子供たちが様々な経験を積み、自主性や社会力、企画力といった未来を担うリーダーとしての素養を育むため、学校区を越えた仲間づくりや青少年育成推進員やジュニアサポーター、講師の方など異年齢の地域の方々との交流機会の創出に継続して取り組みます。

(8) ICT活用推進事業（社会教育課）

近年のICTの急速な進歩によるデジタル・ディバイド^{※2}を解消するため、ICT活用に関する講座等の開催や、様々な機会を活用して研修の場を設けるなど、幅広い年齢の方が防災や生活に関する情報を始め、必要な情報を取得できるよう取り組みを行います。

^{※2} インターネットなどの情報通信技術を利用できる人とそうでない人との間に生まれる情報格差のこと。

主要施策2 市立図書館の充実

【現状と課題】

市立図書館は生涯学習・情報活動の重要な施設です。人口の減少や近隣市町の新館のオープンに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により利用者は減少していますが、一方では、シニア世代や学習利用の中高生の利用が増加しています。また、元々図書館として設計した施設でないため荷重制限があることにより、必然的に閲覧にも限界が出てしまうという課題があります。

今後は、子供からシニアまでそれぞれの世代にあった資料の拡充や郷土資料の収集に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策をしながら、おはなし会やイベントなどを開催し、来館者の拡大に取り組んでいきます。また、学習利用を含む利用者向けサービスの充実を図りつつ、子供読書推進のため、幼稚園や市内小中学校との連携、読み聞かせボランティアの支援のための資料の収集も進めるなど、幅広い世代の生涯学習施設としての運営に努めます。

【主な取組み】

(1) 期待と要望に応える資料の整備（社会教育課）

公立図書館としての機能の充実を図るため、市民の期待と要望に応えられる資料の整備を進めます。

(2) 図書館の利用拡大とサービスの推進（社会教育課）

図書館の利用拡大を図るため、新刊や芥川賞等のベストセラーなど話題の本の提供などサービスの向上を図るとともに、旬な情報を提供できる魅力ある図書館づくりに努めます。また、新型コロナウイルス感染症対策として来館時に安心して利用できるよう対策を実施することはもちろん、休館時にも貸出等提供できるサービスを実施します。

(3) 子供の読書活動推進（社会教育課）

読書を通して豊かな心を育むため、「子どもの読書活動に関する法律」（文科省）に基づき、子供の読書意欲に応えられる活動を推進します。

(4) 職員研修の充実（社会教育課）

生涯学習の拠点であり、情報の宝庫でもある図書館と市民をつなぐコーディネーターとしてスキルアップを目指すため、各種研修会等に積極的に参加します。

(5) 電子書籍導入への取組み（社会教育課）

いつでも、どこでも、インターネットを通して図書館を利用できるよう、電子書籍導入の調査研究を進め図書館サービスの充実を目指します。

基本方針3 地域づくりを推進する

主要施策1 多様な社会づくりの推進

【現状と課題】

地域住民による自治意識の向上を図り、地域コミュニティの維持と市民一人一人が生き生きと輝き、生きがいを感じながら生活できる社会づくりを目指します。

身近な存在である公民館は地域づくりの中で最も重要な役割を担っており、地域住民のための社会教育活動を行うなど、地域の生涯学習の場であるとともに住民自治や地域づくりの拠点となる施設です。各公民館運営委員会を中心として運営計画を定め、特色ある公民館運営を推進するとともに、地域づくり交付金等を活用し地域づくり各事業の実施や適切な公民館施設の維持管理に取り組みます。また、少子化は地域コミュニティの維持にとって大きな課題であり、持続可能な社会の実現のため、結婚対策や男女共同参画を推進します。

【主な取組み】

(1) 特色ある地域づくり事業（社会教育課）

公民館が地域の方々の生涯学習の場、地域づくりの拠点としての機能を果たすため、運営計画を定めながら公民館運営を推進します。

財源となる、地域づくり事業推進交付金（地域づくり事業費、施設維持管理費）を交付し、特色ある事業の推進や公民館施設の適切な維持管理を行います。

(2) 社会参加促進事業（社会教育課）

地域づくりの場でシニア世代が仕事で養った技能や能力を地域において発揮できる機会と場面づくりが必要とされており、豊富な知識や経験を後世に伝えるため、世代を超えた交流の場の創出を図ります。また、はつらつ学級、むつみ大学など高齢者の研修活動の支援を行います。

(3) 男女共同参画なんようプラン推進事業（社会教育課、福祉課、すこやか子育て課）

男女の差別をせず、一人一人が、違った個性と能力を十分発揮して、いきいきと明るく生きがいのある人生を過ごすことが出来る社会の形成を図るため、「第二次男女共同参画なんようプラン」に基づき、男女共同参画意識の向上を図るため啓発活動を実施します。

(4) 結婚推進事業（社会教育課）

少子高齢化が大きな社会問題となって久しい中、子供を生み育てる環境の整備とともに、真剣に結婚を望む人たちの支援を行うため、仲人制度等を活用しながら、

身近で安心して参加できる出会いの機会の提供・セミナー等、各種事業を実施します。



【金山公民館だんご下げ】



【梨郷公民館 フラワーアレンジメント講座】



【赤湯公民館 イルミネーション】

主要施策2 公民館等地区集会施設の充実

【現状と課題】

公民館等地域集会施設は、地域の生涯学習の場であるとともに住民自治や地域づくりの拠点であり、地域の連帯感の育成や地域文化活動のための重要な施設です。経年劣化による老朽化が進んだ施設への対応が課題となっており、安全で快適な利用の場を提供するため、また、活動の場として充実した社会教育施設としての役割を担うため、継続的な維持管理を進め、施設の更新や整備にも取り組んでいきます。

【主な取組み】

(1) 地区公民館施設整備事業（社会教育課）

令和4年3月に「南陽市公民館施設の個別施設計画」を策定しました。「南陽市公共施設等総合管理計画」の基本的な考え方に基づく個別計画です。この計画に沿って、地区公民館施設を様々な学習機会と活動の場の充実を推進する施設として、幅広い学習活動ができる環境をつくるため、計画的な整備を行います。老朽化の著しい宮内公民館の更新整備を始め、施設において突発的な破損等があった場合や定期的に交換や補修が必要なものについて工事を行い、安全で安心な活動の場を継続して提供できる公民館施設となるよう適切に管理します。

(2) えくぼプラザ長寿命化対策事業（社会教育課）

平成12年に改築した「えくぼプラザ」について、南陽市公民館施設の個別施設計画に基づき、財政面と調整を図りながら計画的に修繕工事を行い、長寿命化対策を実施します。

(3) 地域集会施設整備事業（社会教育課）

市内の自治組織が地域住民の福祉文化の向上と地域連帯感を深めるため、地域集会施設整備事業（新築、改築、取得、増築、補修）を実施する自治組織に対して、「南陽市地域集会施設整備事業補助金交付規程」により事業の補助を行います。

(4) コミュニティ助成事業（社会教育課）

地域住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げるため、宝くじによるコミュニティ助成事業を活用し、活動に直接必要な備品等の整備支援を行います。

基本方針4 スポーツの振興を図る

主要施策1 生涯健康スポーツの推進

【現状と課題】

本市では市民一人1スポーツを目標に掲げており、今後も更なるスポーツ推進を図る必要があります。

青少年にとってスポーツは、心身の健全な発達と健全育成に大いに寄与するものであり、一般の方や高齢者にとってのスポーツは、特に健康寿命の延伸に対する効果という面から、近年、その必要性や関心が高まって来ております。しかしながら、現状ではまだスポーツ＝競技性という考え方が根強く、今後は競技性一辺倒に偏ることなく「生きがい」や「楽しみ」という視点に目を向け、変革して行くことが必要となっています。その一方で、市の事業として取り組んで実施してきた「軽スポーツ・ニュースポーツ^{※3}」については、参加者の伸び悩みがあり、現状維持での事業展開には限界が見られます。

そのため、スポーツ団体等や指導者の育成支援を行うとともに、より地域に根差したスポーツの推進を図るため、スポーツ推進委員会を中心に各地区体育推進員と連携し、生涯スポーツの推進事業の充実と実施に取り組んでいきます。

【主な取組み】

(1) スポーツ団体等の育成支援事業（社会教育課）

市民一人1スポーツの推進と指導者の養成を図るため、市体育協会、市スポーツ少年団、市スポーツ推進委員協議会の運営を支援し、生涯健康スポーツに携わる指導者の養成を行います。

(2) 生涯スポーツの推進事業（社会教育課）

人生を楽しむための生涯スポーツ推進のため、市体育協会が指定管理業務として実施しているスポーツ教室に限らず、各地域から選出されているスポーツ推進委員会を中心に各地区体育推進員と連携し、地域に根差した生涯スポーツの在り方の検討とその実践を行っていきます。また、南陽スポーツデーの制定や指導者がいなくても行えるスポーツの普及に向けて、多くの市民が身近に実践が出来る振興策を検討します。

^{※3} 20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツ群のこと。勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動を指す。軽スポーツとも呼ばれる。例)グラウンドゴルフ、カローリング、インディアカ、ソフトバレーボール、ペタンクなど。

主要施策2 スポーツ交流の促進

【現状と課題】

スポーツによる交流は、市民相互の新たな連携を促進し、仲間とともに努力することによる達成感や市民の郷土への誇りと愛着を醸成するものであり、地域の一体感や活力の元となるものです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、スポーツ交流も抑制せざる負えない状況が発生し、従来型の交流や事業の実施は困難となりました。

このような状況下ではありますが、スポーツ交流の必要性を理解し、コロナ禍後を見据えたスポーツイベントのあるべき形や実施方法等を十分検討し、今後もスポーツ交流の継続と新しい形での交流促進に取り組めます。

【主な取組み】

(1) スポーツ交流イベント事業（社会教育課）

地域の一体感や活力を引き出すため、地域のスポーツ交流イベントである「市民大運動会」や「市スポーツレクリエーション大会」の継続とその内容の検討を行います。また、市外向けのスポーツ交流イベントである「南陽さわやかワインマラソン大会」の実施と充実に取り組めます。



【市民なわとび大会】



【南陽さわやかワインマラソン大会】

主要施策3 競技スポーツ振興の推進

【現状と課題】

競技スポーツの観戦や地元選手の活躍は、市民の誇りや愛郷心の醸成に寄与し、次世代の競技者の育成に資するものです。

近年、各競技における地元選手の活躍は目覚ましいものがあり、東北・全国大会に多くの選手が出場しており、これらによって市民は誇りと市民としての一体感を強く感じる機会を得ています。その一方で、少子化と社会情勢の変化から競技スポーツの底辺を支えてきたスポーツ少年団の団員は減少傾向にあり、競技種目によってはチーム編成への支障や、指導者の確保すらも難しい状況となっています。

このことから、競技スポーツに取り組む芽を育む新たな対応の検討を行い、多くの市民がレベルの高いスポーツを観戦する機会や大会に出場する選手を応援する仕組みの継続的な取り組みを行います。また多くの子供が本格的にスポーツと向き合うきっかけとなる部活動について、学校や地域の指導者等との連携を密にしながら競技力の向上を図ります。

【主な取り組み】

(1) 高い技術に触れる機会充実事業（社会教育課）

競技力向上のため、国内外トップレベルの競技大会への参加支援を行います。また、市民がトップレベルのスポーツを観戦する機会を増やし、競技スポーツの重要性の周知と関心を深め、競技人口の増加と指導者の確保に繋げていきます。

(2) 激励金交付事業（社会教育課）

全国大会や国際大会に出場する選手を激励するため、今後も継続して出場激励金の交付を行い支援していきます。

(3) 総合型地域スポーツクラブ連携事業（社会教育課）

競技スポーツに取り組む芽を育むため、イベントの連携や意見交換、各種支援を行い、連携体制の充実を図ります。

(4) 部活動と連携した競技力向上事業（社会教育課 学校教育課）

競技力向上を図るため、クラブチーム等に登録する子供が増加している状況や今後の部活動における地域連携の動向を見据えつつ、学校教育と社会教育が連携して情報を共有しながら、地域と協働した受け皿づくりを進め、競技者の育成と競技力の向上に結び付くよう支援していきます。

主要施策4 スポーツ環境・施設の整備充実

【現状と課題】

体育施設はスポーツや健康づくり、生涯学習活動の中核となる施設です。市内体育施設の多くは、平成4年の国民体育大会時に合わせて整備され、南陽市民体育館についても平成8年に整備されたために老朽化が進んでおり、利用者の安全性確保や施設機能の維持、さらにはニーズに応じた利便性の向上を図る必要があります。近年は、人口の減少と少子高齢化が年々顕著となっており、施設整備当時と比較して利用形態は少人数・多種目化するなど様々な変化が見られております。

今後改修・整備を行うにあたっては利活用の実態を十分踏まえつつ、長中期的な視野に立った計画を策定し実施することが必要であり、誰もが利用しやすく魅力ある施設であり続けるため計画的な改修・整備に継続して取り組みます。

【主な取り組み】

(1) 体育施設利用促進事業（社会教育課）

市有体育施設の利用について、サービスを向上させるため、効率的・効果的な運営を行うとともに、市民の多様なスポーツニーズに応え、従来からのスポーツ教室に限らず気軽に利用できる施設利用環境を目指します。

(2) スポーツトレーニング環境・施設の整備充実事業（社会教育課、建設課）

安全で快適なスポーツ環境を提供するため、計画的にスポーツトレーニング環境・施設の整備及び修繕を行います。なお、公園施設に位置図けられている施設（南陽市民体育館、向山公園）については、公園施設長寿命化対策支援事業を活用し、計画的に改修を行って行きます。また、すべての人々がスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、スポーツを支える活動に参画できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した環境づくりや、安全で魅力的なスポーツ環境の実現に向け、スポーツ施設機能の更なる充実や整備検討を進めます。

基本方針5 文化芸術を育てる

主要施策1 芸術文化の促進と充実

【現状と課題】

優れた芸術作品に触れることや表現活動をすることは、人としての心の豊かさを育み、人生に彩りを添えるものであるとともに、市民の連帯感や生きる活力に結びついて、活力あるまちづくりに寄与するものです。

市内には芸術文化活動をしている多くの団体・個人がおり、地域を拠点にして文化活動や市芸術文化協会が開催している芸術祭での発表などが活発に行われてきました。しかし、団体の構成員の高齢化や会員の減少が顕著になってきており、団体の存続や活動の停滞が課題となっております。また、社会生活の変化により日本様式の生活が失われてきており、和の伝統に触れる機会が減っています。

市民一人1文化を理念とした文化活動の裾野を広げる取り組みや、若い年代の参加促進に向けた取り組み、中高年齢層に親しんでもらう取り組みなど、今後は既存の芸術文化団体の充実を図るとともに、鑑賞機会の積極的な提供を進めます。

【主な取り組み】

(1) 芸術文化後継者育成事業（社会教育課、学校教育課）

南陽こども芸術祭など、子供たちが芸術文化に親しむ機会を持つことができるように、関係団体と協力し様々なメニューを子供たちに提供します。また、学校と連携し、質の高い芸術鑑賞教室を開催することで子供たちの感性を磨き、芸術文化への理解を深めます。

(2) 芸術文化支援事業（社会教育課）

市民の誰もが芸術作品の鑑賞などで芸術とふれあい、自らも芸術文化活動ができるよう支援していきます。さらに、芸術文化の振興を図るため、市芸術文化協会、置賜文化フォーラム等の関係団体と一体となって活動を支援します。また、山形交響楽団の活動支援と、定期公演の市民招待により鑑賞機会を確保します。

(3) えくぼ絵画展開催事業（社会教育課）

平成4年に始まった南陽市えくぼ絵画展は、市内外の美術愛好者にとって身近な公募展として定着しており、市民にとっては気軽に鑑賞することができる美術展として毎年好評を得ています。今後は、若い世代にも絵画制作に興味を持って参加してもらうため、出品の勧奨に努めるとともに、これまでの最優秀賞作品を市内各所において展示し、市民に対して鑑賞機会を提供していきます。

基本方針6 ふるさとの文化を伝える

主要施策1 地域文化の継承と振興の推進

【現状と課題】

地域の歴史や文化、風土について理解を深めることは、郷土への愛着と誇りを醸成するものであり、市民の心の拠り所となるものです。本市の伝統文化は、それを守り伝える様々な活動によって保存継承されてきました。これらは、地域の宝として大切に保存し、子供たちに伝えていかなければならないものです。

結城豊太郎記念館では、本市が生んだ偉人 結城豊太郎先生の遺品や収蔵品の展示をとおして遺徳を顕彰し、その生き方に学び、地域の活性化や人づくりに貢献する事業を行っています。一方、夕鶴の里は、養蚕・製糸業で栄えた本市の業績の展示と、民話を含めた伝統文化や民俗文化を体験できる施設になっています。両施設は、それぞれの特徴を生かした事業を展開しており、多くの来館者が訪れる施設です。しかし、コロナ禍によって体験や講座を開催することが難しくなっており、事業の見直しや工夫が必要となっています。さらに、施設の老朽化も課題となっており、長期的視野にたって施設修繕を計画的に行っていく必要があります。

今後も子供の学びを深めるために学校や各種団体そして地域の人々と連携し、多くの人々と関りを持ちながら、ふるさとの文化を伝える多様な機会の提供と歴史文化の伝承に継続的に取り組みます。

【主な取組み】

(1) 結城豊太郎記念館管理事業・遺徳顕彰事業（社会教育課）

結城豊太郎先生に関する情報を、記念館だよりやホームページ、企画展示等の様々な方法で提供し、結城先生の遺徳を学ぶことで、将来の生き方やまちづくりに生かしていけるよう努めていきます。また、年3回～4回の企画展示とそれに合わせた講座の開催により、多様な興味に対応し何度も来館したくなる開かれた施設づくりを目指していきます。さらに、小中学生を対象とした講座等の開催をとおして、結城先生の教えを伝え、志を高く持ち社会に役立つ人に育てる取り組みをしていきます。

(2) 夕鶴の里管理事業・各種民話の語りの伝承目的事業（社会教育課）

夕鶴の里では、「見る・聞く・体験」ができる施設として各種事業を行っています。民話を含めた伝統文化や民俗文化を体験してもらうことで、地域の歴史や文化を伝えるとともに、語り伝えられてきた民話を絶やすことなく後世に残していくための活動が今後も重要になってくることから、継続して養成講座やイベントを行っています。また、伝承活動に重要な役割を担っている「民話会ゆうづる」や「夕鶴の里

友の会」と連携し、後継者育成や学びの場の提供につなげていきます。

(3) 山形ふるさと塾事業（社会教育課）

親から子、子から孫の代へ「ふるさと南陽 ふるさと山形」の生活文化や知恵、伝統芸能などの素晴らしい地域文化を互いに教えあい、また学び合いながら伝承していく事業に取り組み、山形の将来を担う子供たちの「ふるさと南陽 ふるさと山形」に対する理解と愛着を育んでいきます。

(4) 地域文化の掘り起こしと調査（社会教育課）

郷土への愛着と誇りを醸成するため、地域に残る未指定の文化財の調査を進め、指定の推進と保護を図り、包括的に文化財を管理し活用していきます。



【夕鶴の里民話まつり】



【鍋田念仏踊】

主要施策2 歴史と文化財の保護と活用の推進

【現状と課題】

歴史や文化財は、現在・未来を生き抜く知恵や洞察力を育み、未来への展望を示すものです。長い時間をかけて地域の人々の暮らしと深く係わって形成されてきた多様な文化的活動の成果であり、まさに先人たちがこの地で生きてきた証でもあります。ふるさとの宝である地域の歴史と文化財を大切に守り、学び、そして未来へと引き継いでいく必要があります。

本市の指定文化財は、国指定1件、県指定18件、市指定67件、国有形登録6件を数えます。これらの文化財の適正な管理を進めるとともに、先人が築き上げてきた郷土の歴史や文化を紐解く資料の収集・調査による市史関係叢書を計画的に発行しています。しかし、過疎化・少子高齢化の進行により地域の衰退が社会的な課題となっており、伝統や文化の消滅につながることに懸念されています。また、文化財継承の担い手の不在による散逸や管理不十分な状況に陥ることも心配されます。

このことから、文化財への関心を高め、文化財継承の担い手となる人づくりと社会全体で支えていく体制づくり、地域づくりを進めることが急務となっています。市町村は文化財の保存・活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域計画^{※4}」を作成できることから、将来的には未指定文化財も含めて保存活用に向けた計画の策定を目指します。

埋蔵文化財は地下に埋もれた文化財という特殊性がありますが、一般の文化財と同じく貴重な国民の財産であり、地域の歴史や文化を語り、郷土愛を育むものとして大切に守らなければなりません。現在市内には300を超える遺跡が登録されており県内でも有数の歴史あるまちです。遺跡は身近な歴史を紐解く重要な手がかりでありその実態の把握と解明を進め、市民に公開しながら、埋蔵文化財の保護を図る必要があります。

毎年、各種開発事業が計画され、開発と遺跡保護の調整は日々重要になっており、人知れず破壊されていく遺跡が無いよう十分な調整と調査が求められています。継続的に調査と保護を実施していくための調査員等の人的整備を含めた体制づくり、そして貴重な遺物を収納・公開し、整理・分析するための施設整備が課題となっています。また、遺跡の活用や出土品の公開、公開講座の開催等、市民が埋蔵文化財に触れる機会づくりも課題となっております。

今後これらの課題に取り組んでいく必要があります。さらに将来に亘って重要な遺跡を後世に伝えるため遺跡の史跡指定化といった新たな課題にも取り組みます。

※4 平成30年の「文化財保護法」の改正により制度化された計画。各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プラン。文化庁による認定計画となる。

【主な取組み】

(1) 文化財保護事業・稲荷森古墳管理活用事業（社会教育課）

指定文化財の保護と保存を図るとともに、積極的にそれらを活用しながら文化財の愛護意識の高揚を図ります。また、民俗文化財は、少子高齢化などによる後継者不足、また伝承に要する経済的負担の増加が課題となっていることから、後世に引き継がれるよう課題解決しながら活動を支援していきます。

(2) 市史編さん事業（社会教育課）

歴史的な価値のある資料群の収集と系統的整理により適正な保存を行い、市民が郷土史を理解し、地域づくりに活用できるようにするため市史資料を発刊します。また、まちの歴史を伝える古文書や記録、写真など、市民の共有財産として様々な歴史資料が存在しますが、それらの散逸や紛失が今後増えることが予想されることから、それを防ぐために関係者と協力して適切な対応を行っていきます。

(3) 埋蔵文化財保護事業・重要遺跡確認事業（社会教育課）

埋蔵文化財保護のため、埋蔵文化財の位置や範囲、その内容等を把握し、周知とその保護を行います。開発との調整を図り、各種調査を実施します。

調査体制の充実を図り、老朽化の著しい埋蔵文化財分室の移転、施設の整備・充実を進めます。

北町遺跡、長岡南森遺跡、郡山遺跡群、梨郷山中古墳群、中世城館址などの重要遺跡について調査を実施し、その実態解明を進め、特に重要な遺跡について将来の史跡化も検討します。

(4) 埋文報告書発刊事業（社会教育課）

多くの人々に周知・公開し、遺跡を記録として永久保存するため、遺跡分布調査や発掘調査の成果を整理・分析し、報告書として発刊します。また、市民にわかりやすいパンフレットや小冊子等を発行します。

(5) わがまちの歴史と文化財展事業・出前講座事業（社会教育課）

埋蔵文化財や地域の歴史に対する理解を深めるため、わがまちの歴史と文化財展等による出土品の公開や展示の実施、シンポジウムや講演会等の開催を行い、故郷の歴史や文化を学ぶ機会を設けます。また、常に出土品を見ることのできる場の確保を進めます。

持続可能な開発目標（SDGs）と基本方針の関連性【一覧表】

基本方針	SDGsの目標																
	① 貧困	② 飢餓	③ 保健	④ 教育	⑤ ジェンダー	⑥ 水・衛生	⑦ エネルギー	⑧ 経済成長と雇用	⑨ インフラ、産業化、イノベーション	⑩ 不平等	⑪ 持続可能な都市	⑫ 持続可能な生産と消費	⑬ 気候変動	⑭ 海洋資源	⑮ 陸上資源	⑯ 平和	⑰ 実施手段
1 質の高い学びをつくる	<input checked="" type="checkbox"/>																
2 生涯学習を充実させる				<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			<input checked="" type="checkbox"/>			<input checked="" type="checkbox"/>						<input checked="" type="checkbox"/>
3 地域づくりを推進する			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>					<input checked="" type="checkbox"/>
4 スポーツの振興を図る			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>												<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
5 文化芸術を育てる			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>					<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>						<input checked="" type="checkbox"/>
6 ふるさとの文化を伝える			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>					<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>



卷 末 資 料

南 教 学 第 331 号
令和 3 年 7 月 14 日

南陽市教育振興審議委員会委員長 殿

南陽市教育委員会
教育長 長濱 洋美

第六次南陽市教育振興計画の策定について（諮問）

南陽市教育振興審議委員会規則第 1 条及び第 3 条の規定により、下記のとおり貴審議委員会に諮問いたします。

記

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）の改正により、同法の教育理念を具現化するため、教育の振興に関する施策について、基本的な方針や講ずべき施策等を盛り込んだ基本的な計画を国が定め、地方公共団体はその国の計画を参酌し、地域の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされました（同法第 17 条第 2 項）。

本市では平成 24 年 4 月に第五次南陽市教育振興計画を策定し、教育行政の各種施策を展開してまいりました。

この計画が令和 3 年度末で計画期限を迎えるため、第 6 次南陽市総合計画との整合性を図りながら、第六次南陽市教育振興計画を策定いたします。

つきましては、南陽市教育振興審議委員会規則第 1 条の規定により、貴審議委員会に第六次教育振興計画の策定を諮問いたします。

令和 4年 2月10日

南陽市教育委員会 殿

南陽市教育振興審議委員会
委員長 猪野 忠

第六次南陽市教育振興計画の策定について（答申）

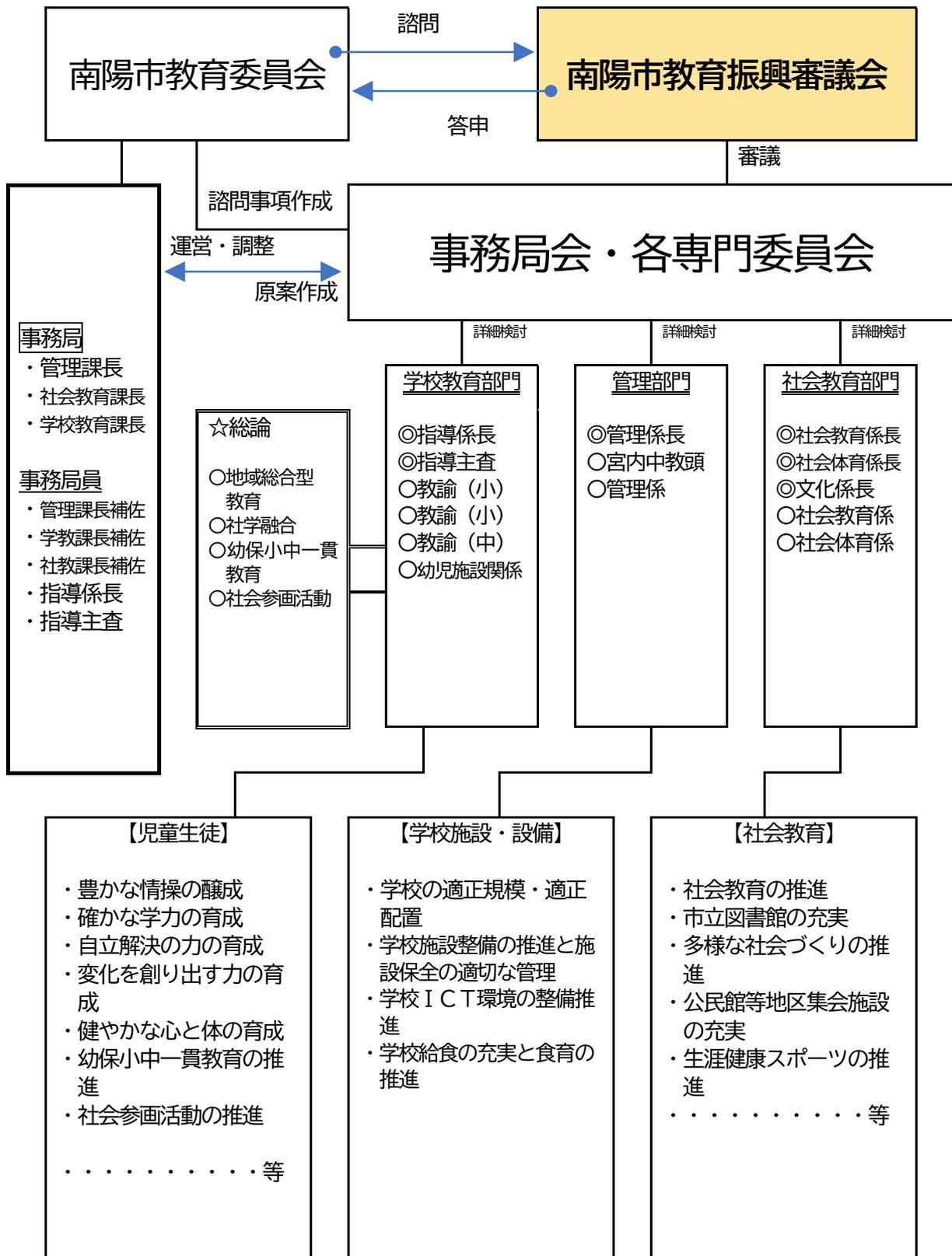
令和3年7月14日付け南教学第331号で諮問のありました「第六次南陽市教育振興計画」の策定については、南陽市教育振興審議委員会において第5回にわたり慎重に審議を尽くしてまいりました。

その結果、第6次南陽市総合計画の基本目標「②地域に根差した人材を育てる」を中核として、教育目標については、令和元年度に改定した「南陽市教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」の教育目標を本計画の教育目標として位置付けました。

この4つの教育目標を達成するため、6つの基本方針のもとに主要施策を体系化し、また、市民一人一人の可能性を引き出すため、社会教育、学校教育という領域を超え、相互に高めあう「社会学融合」の機能性を重視し、地域がもつ教育機能を連携・連動・一体化させた「地域総合型教育」を推進し、市民総ぐるみの教育による質の高い学びを目指すため、各種事業に取り組むという成案を得ましたので、ここに答申いたします。

なお、本教育振興計画の実施にあたりましては、社会、経済情勢の変化に柔軟かつ的確に対応のうえ、主要施策の推進が図られるようご尽力をお願いいたします。

3 組織図



4 各組織名簿

①南陽市教育振興審議委員

任期：令和3年6月24日～令和5年3月31日（2年）

	役 職	氏 名	所 属	職名・備考
1	委員長	猪野 忠	学識経験者	
2	副委員長	小林 繁治	南陽市公民館長会	代 表
3	委 員	船山 利美	南陽市議会	副議長
4	委 員	殿岡 和郎	南陽市議会文教厚生常任委員会	委員長
5	委 員	安部 史生	南陽市地区長連絡協議会	会 長
6	委 員	堀 裕一	南陽市小中連合校長会	会 長
7	委 員	山口 芳弘	南陽市小学校長会	会 長
8	委 員	佐藤 弘子	南陽市立赤湯幼稚園	園 長
9	委 員	高橋 茂子	南陽市芸術文化協会	副会長
10	委 員	中村 和彦	南陽市体育協会	会 長
11	委 員	川合 久子	えくぼ女性ネットワーク会議	会 長
12	委 員	佐藤 寛介	南陽市P T A連合会	会 長
13	委 員	佐々木優子	南陽市立宮内中学校P T A	役 員
14	委 員	島津 優子	南陽市立赤湯幼稚園保護者会	副会長
15	委 員	大友 太郎	南陽青年会議所	理事長
16	委 員	高橋 宏美	青年教育推進事業実行委員（南陽青年団）	委 員
17	委 員	安藤 淳	学識経験者	
18	委 員	佐藤 幸代	福祉課発達支援室	室 長

②事務局

課 名	職 名	氏 名
社会教育課	課 長	山口 広昭
	課長補佐	角田 朋行
	課長補佐	江口 由美
管 理 課	課 長	穀野 敏彦
	課長補佐	長島 透
学校教育課	課 長	佐野 浩士
	課長補佐	高橋 路雄
	指導係長	安達 心
	指導主事	佐藤由紀子

③各論執筆協力者

施設名	職 名	氏 名
南陽市立沖郷小学校	教 頭	丸 子 和 浩
南陽市立梨郷小学校	教 頭	黒 木 孝 広
南陽市立梨郷小学校	教 諭	片 平 真 菜
南陽市立赤湯小学校	教 頭	松 田 喜 弘
南陽市立赤湯小学校	教 諭	須 貝 賢 志
南陽市立赤湯小学校	教 諭	丸 子 和 枝
南陽市立中川小学校	教 頭	高 橋 明 美
南陽市立荻小学校	教 頭	佐 々 木 誠
南陽市立宮内小学校	教 頭	渡 邊 聡
南陽市立宮内小学校	教 諭	西 山 俊 樹
南陽市立漆山小学校	教 頭	吉 田 美 智 子
南陽市立沖郷中学校	教 頭	須 藤 由 美 子
南陽市立沖郷中学校	教 諭	富 水 研 大
南陽市立赤湯中学校	教 頭	佐 藤 文 明
南陽市立赤湯中学校	教 諭	駒 木 根 文 子
南陽市立赤湯中学校	教 諭	高 橋 栄 介
南陽市立宮内中学校	教 頭	矢 野 齊
南陽市立宮内中学校	教 諭	石 黒 良 幸
南陽市立赤湯幼稚園	教 諭	須 貝 智 美

5 審議経過等

①南陽市教育振興審議委員会

年月日	会議名	内 容
令和3年7月14日（水）	第1回審議委員会	委嘱状交付・諮問
令和3年8月19日（木）	第2回審議委員会	総論について
令和3年10月18日（月）	第3回審議委員会	各論について（社会教育部門）
令和3年11月12日（金）	第4回審議委員会	各論について（学校教育部門・ 管理部門）
令和3年12月9日～23日	パブリックコメント	市HPにて掲載
令和4年1月20日（木）	第5回審議委員会	全体協議・最終検討

②南陽市教育委員会

年月日	会議名	内 容
令和3年10月26日（火）	教育委員会	中間報告
令和4年2月25日（金）		審議・決定

6 記録写真



【第1回振興審議委員会・諮問】



【第2回振興審議委員会】



【第3回振興審議委員会】



【第3回振興審議委員会】



【第4回振興審議委員会】



【第5回振興審議委員会】



【第5回振興審議委員会】



【答 申】

第六次南陽市教育振興計画

発行 令和4年4月

発行者 南陽市教育委員会

〒999-2292 山形県南陽市三間通 436-1

TEL 0238-40-3211

FAX 0238-40-3388



菊とぶどうといで湯の里・南陽

Nanyo